

第113回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

令和5年9月13日(水曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
	書記	大西由佳		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	江見秀樹
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	大下順世
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	笹谷一博	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	福岡真一郎	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	横本宗治	会計課長	内海義文
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（小林裕和君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、おそろいで、ご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

また、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますようお願い申し上げます。

それでは、日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（小林裕和君） 日程第1は、一般質問であります。

今回、11名の議員から質問の通告を受け付けています。通告に基づき順次、議長より指名します。

まず、初めに、11番、岡本義次議員の発言を許可します。岡本議員。

〔11番 岡本義次君 登壇〕

11番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。11番議席、岡本義次でございます。

私は、ちょっと、感じたことを、温度が、今年は、殊のほか、だんだん暖かくなって、人間の体温を越すような39℃、40℃となって、大変なことになろうとしております。

日本証券が、皆さんから預かった預貯金を油、ガソリン、今の石炭も各企業には、もう金を融資せんと、銀行がおいおい世界中、そのようになっていくと思えますけれど、佐用は庵途町長が取っていらっしゃる政策については、太陽光、申山や秀谷の売電収入が4,058万7,000円。約4,060万円、毎年入って、そのお金が子育てや、また、皆さんの質問があると思えますが、山の手入れを、ほかの市町村に先がけてやっ払いこうとされております。

山の手入れをすることによって、水の浄化、そして、空気の浄化、そういうふうなことがなされてきますので、ただ、山があるというんじゃなくって、山は宝物になってくるんじゃないかということをお知らせいたします。

本日は、ひきこもり対策について1件。それから、困りごとを早期に相談できる連携づくり。そして、3つ目が国道373号線の街路灯が見えなくなっている。そういうふうなことについて、質問をさせていただきます。2件目、3件目については、議員席からの質問となります。

ひきこもり対策は、最近、ひきこもり対策として定期開催されている相談会について、開催状況、参加人数、年齢構成等、佐用町の現状について伺います。どういうふうな状態でされているかということをお知らせし、また、議員席からも再質問をさせていただきます。

議長（小林裕和君） はい、答弁、庵途町長。

町長（庵途典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。御苦労さまです。

9月も、こうして半ばを迎えておりますが、本当に、この今年の暑さ、連日の猛暑、なかなか、収まりそうにもございません。こうした厳しい残暑の中での9月の定例会、議会、今日から、一般質問11名の議員の皆さんから質問の通告を受けております。今日、明日、明後日、3日間にわたりまして、それぞれ、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず、最初のご質問であります岡本議員からの、ひきこもり対策についてにお答えをさせていただきます。

令和3年、4年度で、このひきこもりについて、実施をいたしました実態把握調査の結果を受けまして、ひきこもりの方への支援の始まりとして、本年4月から相談会を開催をいたしております。

対象者は、本人が最初から、当然、相談会に来ていただくということは、難しいわけがありますので、まずは、その家族の方に来ていただいて、それぞれ相談をしていただきたいと、そういうふうを考えて、相談会、実施をいたしております。家族の支援が進めば、家庭内の対応が和らいで、本人が動き出すきっかけになると思いますし、相談会の様子が伝わることで、その本人が相談会に参加をするきっかけになるのではないかとというふうを考えております。

開催の頻度は月、今、2回、2日で、45分間の相談を1日に4枠設けて行っております。相談員は、1日を、兵庫県のひきこもり支援事業を受託する姫路市の認定NPO法人コムサロン21の保健師に、もう1日を、宍粟市のNPO法人ピアサポートひまわりの家のサポーターでひきこもりの経験がある方に依頼し、両日ともに町の保健師が同席して、実施をいたしております。また、参加される家族のお仕事のことも考慮して、その月2回の相談会のうち、1回は土曜日に実施をしております。

これまでの開催回数は9回で、のべ24組32人にお越しをいただいております。ひきこもっておられる本人の年齢構成で見ると、20代が3人、30代が4人となっております。

参加いただいた家族は、ひきこもっていることを家庭内の問題と捉え、本人との関わり方の悩みや将来への不安などを、これまで相談できずに抱え込んでおられたというふうに思います。相談会では、こうした家族のお気持ちを受け止め、情報提供をすることで、参加者は少しずつではありますが、負担が和らいでいるというふうに感じられております。

また、本人がお越しただけたケースでは、相談員と言葉を交わし、信頼関係がつけられたことで、苦手なコミュニケーションが少しずつ楽しみへと変わっていったり、当事者同士でお話ができたりと、一步一步、人とのつながりが強くなってきたと感じられる方も出ているそうであります。

こういった効果が感じられたことから、8月の相談会の日には、家族の交流会を試行的に実施をいたしております。参加は2人でしたが、同じ境遇の家族同士が共感を得て、焦りや孤独感は和らいだのではないかなというふうに考えます。今後は、家族の交流会を定期的に開催するだけでなく、当事者の交流会も実施ができたというふうを考えております。

一方、課題として考えているのは、新規相談者が、なかなか増えないことということがあります。町内に、およそ100人くらいの方が社会とつながっていないのではないかとというふうに、今、推測をされますが、相談会の周知については、5月の広報にチラシを折り込みし、全戸配布をいたしました。

また、6月号広報において、「ひきこもり支援のために手を取り合おう」というタイトルで、特集記事を掲載し、その中で、相談員の顔写真つきで、相談会の周知もいたしております。

ます。

さらには、昨年度、調査で把握できた「ひきこもり状態」にある方には、これまで、郵送で3回相談会についてお知らせをいたしました。このほか、防災行政無線や、ホームページでも発信しておりますが、やはり、それぞれの家庭において、なかなか相談会に向かわないような、いろいろな複雑な要因があるというふうに考えられます。

今後も相談会への参加が増えるように、引き続き、郵送でのご案内や保健師による訪問活動などで、無理のない範囲でお誘いしていこうというふうに考えております。

また、住民の理解をどう進めていくかということも課題と認識をいたしております。相談会を実施している中で、周りで見られているのではないかと、小さなコミュニティの中で話題に上がっているのではないかと、周囲からの目を不安視されております。また、本人からすれば、「ひきこもり」として特別視して接してほしくないという意見もあります。こういった気持ちは、相談や人とのつながりを遠ざける一因にもなっているというふうに考えます。

認知症が地域で理解が進んでいるように、ひきこもり状態、すなわち、社会と関わるのが難しい状態は、心の調和が保てなくなった時などに誰にでも起こりうることだと、地域で理解の輪を広げていくことが重要ではないかというふうに考えます。そういった啓発を町民向けに継続的に行うことで、困りごとを相談しやすい地域となっていけば、できるだけ早期に支援者、支援機関につながるができるのではないかと、そして、ひきこもりの解消が少しでも進むのではないかというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、町長から説明がございました。

これ全国で146万人の方が、ひきこもられていらっしゃるというふうに、自分なりに勉強もさせてもらったら、やっぱり、どう言うんですか、成績が低下したとか、就労に失敗したとか、失恋したとか、そういうふうなことが挙げられております。

おとなしいとか、他人の目を気にする。不満を外に話すことができないとか、人間関係、親子関係、疲労、いじめ、トラウマ、不登校からつながったとか、第三者とのつながりが、やはりなかなか持てないというふうに言われておりますけれど、佐用町で取組されておりますけれど、その相談会の時とか、いろいろな人が集まるグラウンドゴルフとか、そういうスポーツとか、何か、コーヒー喫茶とかある折には、何か、お誘いを、その人に連絡取ったりしてかけていらっしゃるのでしょうか。そこらへんは、どんなでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

今のところ、特に民生委員・児童委員さん等を通じまして、こういった事業をしているということも、お伝えさせていただいております。

また、先ほど、町長の答弁にもありましたように、今年、チラシを広報と一緒に全戸配布させていただいておりますので、そういったものを活用していただいていたの啓発というふ

うな形でさせていただいております。以上でございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 民生委員を通じて、チラシとか広報を、その方にしておるということでございますけれど、近所の方なり民生委員の方が、ちょっと、電話なり、明日、グラウンドゴルフがあるから、来てみる。コーヒー喫茶があるから参加してみんとかいうような、声かけを、少しでも、その人を通じてして、その人が出て来て、話ができれば、やっぱり、なかなか出にくくても、そういう1つのことで、1つのきっかけになるんじゃないか思うんです。

ですから、近所の人にも、そうやって、一緒に誘ってもらって、一緒にやりましょうよというようなことで、1人でも多くの方が参加し、そして、人の前で、そうやってできれば、どう言うんですか、来られるようになるんじゃないか思います。

ですから、親としても、なかなか、こういうふうな事態は、皆さんに、あまり知られたくないというような方もいらっしゃるかも知れませんが、親が亡くなって、その子1人になった場合、余計、困るのは本人でございますので、収入もなくなったということであれば、生活保護につながって、余計、財政的にも町もしんどいようになりますので、そこらへんは、極力誘って、近所なり、民生委員が電話するなりして、明日あるから来いよと、100円喫茶あるぞってというような感じで、ちょっとでも誘って、連絡が取れるようにしてやっていただきたいと思いますが、そこらへん、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 岡本議員が、そういうふうと言われるのが、できれば、それが理想ですけども、実際、やっぱり、そういう家にひきこもっておられる方が、大勢の前に、そんなに、グラウンドゴルフとか、ふれあい喫茶なんかに出て来れるようでしたら、ひきこもりにはならないわけで、お年寄りが、運動不足で家におられて、そういう人たちに出て、みんなで元気に、一緒にしましょうという、また、子供であって、みんなで、友達で出て来いと、そういう誘うようなこととは、また、違うんですよね。

ですから、こうして相談会をしても、非常に悩み深いですし、なかなか、やっぱり、そこから一步一步、少しずつでも、信頼関係も、社会に対する、そうした気持ちもつくっていかないと、そんなに簡単に強引にできるものではないと、非常に難しい問題だということをご認識いただきたいと思います。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、町長、おっしゃったように、大変これは、根が深いというのか、難しい問題ですね。なかなか、それこそ、全国で146万人もいらっしゃる、男の子のほうが76%、女性が24%ぐらいな比率なんですけれど、やはり、こういう方が、1人でも減

って、また、いわゆる、そういう行政の窓口の方も大変しんどいいうんか、なかなか、それこそ、一足飛びにもいかんし、これだけ人が足らんいう中で、そういう人が元気になって、社会に復帰されることを望んでおりますので、この件につきましては、以上といたします。

それでは、2件目の、先だって、佐用町地域福祉計画という、これをいただきました。この中で、困りごとを早期に相談できる連携づくりということでございますけれど、このことにつきましては、議員とか役場の職員の方は、この本体を持っていらっしゃるわけでございますが、一般町民までは、この冊子は全部が全部じゃなくて、やっぱり、ある程度、抜粋したやつが行っておるんですか。そこらへんについて、どのような状態で、この困りごとを早期に相談できる連携づくりの中で、どのようにやっていけば、このことがある程度解決できて、自分が困ったことを相談したりして、解決していったり、その人らに相談することによって前へ進んでいくと、こういうふうなことを、この冊子にも書いてございますけれど、そこらへんのことの中身については、もう少し詳しくご説明をお願いしたいと思います。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、岡本議員2点目のご質問であります、困りごとを早期に相談できる連携づくりというご質問にお答えさせていただきますが、冒頭、ご質問の中で、今回、町として、第2期の佐用町地域福祉計画というのを策定した、その中身について、いろいろと問うという話なんですけれども、通告では、相談できる連携づくりという、非常に抽象的な質問ですから、こちらで、今、とりあえず町として、この、こういう連携づくりについての、取り組んでいる内容について、答弁させていただきます、この福祉計画につきましては、まだ、ご質問があるようでしたら、担当のほうから説明をさせていただきます。

今、お手元に持っていております、議員の皆さんにもお配りした地域福祉計画、それが、1つのまとめたものですが、町民の皆さん方には、なかなか、長い、たくさん内容になっていますから、その重要点を、ポイントを抜粋した地域福祉計画の概要版というものをつくって、それで、皆さんに、町民の皆さんに配布させていただいているということでございます。

町民の皆さんの中には、健康や生活に、いろんな問題を抱えておられる方が、たくさんございます。既に、支援につながっている方は、国や県、町の福祉や医療の制度によって、その人らしい暮らしができるように、それぞれの制度によって支援し、結びつけているところでもあります。

しかし、日本の国民性として、課題を自分や家庭の中で抱え込んだり、恥ずかしいこととして隠したりする方もありまして、課題が、問題が大きくなってから、顕在化をするということもあるわけでもあります。

そのため、今年度から5カ年計画の地域福祉計画の4つの柱の1つに、「困りごとを早期に相談できる連携づくり」を挙げております。

実際の取り組みといたしまして、令和5年4月から、ひきこもり相談などを始めたほか、先ほどの、ひきこもりの相談会のことですけれども、そういう相談会を始めたほか、役場内で縦割りとなっている支援を横断した相談の連携体制は整っておりまして、計画書の策定を機に、改めて連携の重要性を確認しているところであります。

計画の中で最も重要視していることは、町民の皆さんがお困りごとを相談しやすい環境を整えることとでございます。そのために、相談窓口があること。どんな相談でも受け入れられることを周知することに力を注ぐために、広報紙での周知のほか、町、また、社会福祉協議会、福祉や医療の事業所などから気がかりな方へ相談を持ちかけていただいております。

また、地域の皆さんからも相談につなげていただくことも大切だというふうに考えております。

地域の力で福祉を担っていくことが、地域福祉計画の根幹でございますので、町民の皆さんにもご協力をいただきますように、お願いを申し上げます。町民の皆さんとともに、こうした地域福祉の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） この 34 ページにも策定委員の名簿ということで、各種団体の方が、いろいろなメンバーの方が載って、頑張ってもらっております。

ですから、こういう方を通じて、そういう困りごとが少しでも皆さんに分かるようにしていただいて、今、町長から答弁ありましたように、やっぱり、横断的に、そして、皆さんの家庭内とか、どんなことでも、社協にも、医療のほうにも相談をもって、されておるといってございませう。

こういうことは、大変、やっぱり福祉のことにつきまして、大事なことでございませうので、なかなか、私も、これ一通りだけ、読ませてもらいましたけど、目を通させてもらいましたけれど、やっぱり、支え合って、絆が育んで、暖かいまちづくりということで、やっぱり、大変、どう言うんですか、いいことがたくさん載っております。

しかし、これが描いた餅に、そういうようななんならんように、ひとつお願いしたいと思っております。一歩ずつでも、そういう相談事をしたい人を、少しでも、すぐに相談できて、その人が、ちょっとでも解決できると。そして、その人らが、なかなか、これも難しいことではございませうけれど、やはり、こういう体制をつくられたということは、大変いいことであると思っておりますので、また、そういうことも含めて、このことにつきまして、いろいろ統計とか、資料なんかを、ずっと携えていらっしゃいますけれど、それが、少しでも上向くというのか、皆さんに、すぐに伝わって、そういうふうな格好で実施できるかどうかということも踏まえて、再度、担当課長から、説明をお願いしたいと思います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えさせていただきます。

先ほど、町長の答弁にもありましたように、困りごとに関しましては、1つ目のご質問でもございましたように、ひきこもり問題とか、それから、生活困窮ですとか、それから、また、不登校でありますとか、そういった、いろいろな問題がございます。また、障がい、それから、高齢者の問題、本当に、あらゆるものがございませう。

その中で、1つでも行政のほうに、早くに届いて、支援のできるものは支援させていた

だくというようなことができればなというふうに考えております。

この計画につきましては、今年度から5年間で実施する計画としておりますので、1つずつ、行政としましても解決できること。それから、取り組めることから実施していきたいなというふうに考えております。

まずは、庁舎内、行政の中の庁舎内におきましては、例えば、税務課に税の相談に来られた。その中で、非常に困っておられる。健康問題で困っておられるというようなことがありましたら、健康福祉課のほうにつないでいただくようにもなっておりますし、それから、高年介護課で高齢者の介護が、介護サービスに入っておられる中で、家庭の中でのお困りごとというものをキャッチされたケアマネジャーさんとか、等々からも、健康福祉課のほうに情報がまいております。

そういったふうに、窓口での対応ですとか、サービスを受けられている中でのサービス事業提供者等からも情報が入ってくるようなシステムというか、連携はさせていただいておりますので、これが非常に広がっていけばいいなというふうに感じております。以上でございます。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 今、課長が、本当に、お答えをしたように、自分の課だけの範囲だけではなくて、それぞれ、関連する、その人のお困りごととか、必要なことというのは、いろんなところに、それぞれ別ですし、いろいろな内容がありますので、そういう中で、私も最近、何人もの方から、本当に、お褒めの言葉をいただきました。お叱りの言葉をいただくことも多いんですけども、役場に行くと、本当に、今、そこに、先ほど、課長が言いましたように、1か所、そこへ、手続きとか、そういうことで相談に行ったりしても、それに関係することを、福祉の方が来てくれたり、それぞれ窓口1つで、そこへ来て、職員が、また、一緒に、ちゃんと、手続きをしてくれたり、また、相談に乗ってくれたりしてくれる。非常に窓口の対応が、本当にいいということをお話しいただいて、実際に、窓口の職員が、そういう形で、気持ちで、連携をして取り組んでいるという、その実態ではなかったということで、私も、非常に職員に対して、よくやってくれているというふうに思っております。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員、声が小さいので、マイクを近づけるか、もう少し大きな声でお願いします。

11番（岡本義次君） 今、町長がおっしゃったように、私も各課訪ねても、すぐ窓口の方が飛んで来て、出てくれて、今日は、どんな御用でお見えになりましたかとかと言って、対応してくれて、どう言うんですか、足が軽いというか、本当に、窓口、どこの課へ行っても、そういうふうに、対応してくれておりますので、そういう点では、職員の方も、よく頑張っていらっしゃるなということは、つくづく感じております。

それから、今、木村課長の話の中で出た、教育長に、ちょっと、聞くんですけど、不登校の子のことも、ちょっと、そういうふうなことがあった（聴取不能）、

議長（小林裕和君） 岡本議員、困りごとの通告ですので、不登校の通告はございませんので、質問は変えてください。

11 番（岡本義次君） いやいや、違うがな、木村課長が、そうやって言うたから聞きよんやな。そういう方があるとかいうことを、おっしゃったで、そこらへんは、どんなですか。今、そういう不登校のお子がおるとかいうようなことを、木村課長が、今、おっしゃったやろ。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 教育長。

教育長（浅野博之君） それでは、お答えします。

小中学校の児童生徒についての不登校の子は、現在おります。

そういったことも、家庭のことも含めて、福祉課と連携をしながら、何とか、自立できるような方向には向いて行けるように、連携を組んでやっております。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） その子らがいらっしゃって、少しでも不登校を元気になって、出て来ておるという数は、数と言うんか、見受けられますか。そこらへんは。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） これも、なかなかやはり難しい問題でありまして、とりあえず、家から出ることを第一に考えておりますので、いわゆる教育支援センター、ほっとルームですが、そこに通っている子も、現在おりますし、そこまで行かない子もおりますので、担任や学校を含めて、いろいろと家庭訪問したりとか、そういったことで、必ず接触というんですか、話ができるようにしていつているような状況です。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、ここに福祉計画がございますけれど、やはり、今、町長おっしゃったように、少しでも町の方が、そういう困りごとが解決できていくように、なかなか、しんどいことがございますけれど、各課、頑張ってやっていただきたいと思います。

この問題については、以上といたします。

第3点の国道373号線の街路灯についてということで、国道373号線、円光寺から久崎間など、町内の街路灯とか防犯灯の周囲の樹木が茂り明かりが見えにくくなっている箇所を見受けることができます。国道、町道、管理体制も相違があると思われませんが、暗くて

危険、通行箇所はその把握はできておりますか。また、今後、どのような対策が取られるのか伺います。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、街路灯についてのご質問にお答えをさせていただきます。

国道 373 号の街路灯ということですが、町内には、国道は 179 号も走っておりますし、また、県道、町道、たくさんの道があります。それぞれに、防犯灯、街路灯という形で、たくさんの町内、設置をしている状況です。

町内の防犯灯・街路灯の設置状況でございますが、現在、町が管理をしている防犯灯が 8 月末時点で 2,175 基、自治会に管理をいただいている街路灯が 1,118 基、それぞれ設置がされているところです。そのほかにも県が国道等には設置をしている、そうした街路灯もあちこちに存在しております。

それでは、それらの街路灯の管理ということで、ご質問の「木が茂り、暗くて危険な箇所の把握はできているか」ということに対して、お答えをさせていただきますが、町では、ご質問のような防犯灯の周囲に木が茂り、明かりが見えにくくなっている街路灯については、その枝葉の伐採を行うため、毎年予算化し、国県道を中心に 10 か所程度伐採もいたしております。その防犯灯支障木の把握方法につきましては、毎年、町の担当職員による現地調査も行っておりますが、それだけでは把握漏れがあると思われまますので、職員みんなも町の掲示板を活用して、防犯灯支障木についての情報提供を依頼しているところでもあります。また、自治会から個別に相談を受けることもあるため、そのような場所も伐採の候補として対応をさせていただいております。

このような方法で、防犯灯支障木の情報を収集し、令和 4 年度には 6 か所、令和 3 年度に 10 か所、令和 2 年度に 8 か所、シルバー人材センターに業務委託をして、それぞれ山林の所有者と、山がありますので、その山林の所有者の許可を得た上で、伐採を行っております。このたび、今、ご指摘のございました国道 373 号の円光寺久崎間においても、令和 3 年度に 2 か所、伐採を実施いたしております。

また、国県道の道路管理者である光都土木事務所に道路照明の支障木の対応について、改めて確認したところ、「管内国県道について日中及び定期的な夜間パトロールを実施しており、木が茂って暗くなっている箇所を確認して枝葉の除去を行っている」ということでございます。

次に、今後どのような対策が考えられるかということですが、これまで行っている町担当職員による現地調査や職員からの情報提供だけではなくて、町民の皆さんからも情報提供をしていただけるように、町広報の活用や自治会への協力を依頼し、光都土木事務所との情報共有や連携を図りながら、地域の安全安心のために、今後も継続して、予算の範囲内においてでございますが、必要な箇所の防犯灯の支障木の伐採も行っていきたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 樹木は、日が当たり、雨が降りすれば、元気に何ぼでも大きくなってきます。

ですから、ある程度、定期的にパトロールしたりして、伐採もしておるということでございますけれど、下に、そういう国道、県道、町道、そういう道路の場合は、当然、危のうございますので、そうやって、当局が伐採なりされるんでしょうけれど、それは、危険な、そういう場合、例えば、山の所有者が町が買い取って、町持ちであるということであれば、当然、町が、そういうふうな伐採とかやられるんでしょうけれど、それが民有の場合は、どうなるんですか。そこらへんは、どんなでしょうか。

議長（小林裕和君） 見える？見える場合と、どういう…、

11 番（岡本義次君） 民家の、

〔町長「民有」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） お答えの中でも触れさせていただきましたけれども、どうしても、防犯灯とか街路灯、道路灯、電柱とか、関電とか、そういうのを借りて、そこにつけているものが多いし、どうしても電柱等については、道路の端、民有地、山の裾野に、ずっとあることが多いんですね。そういう状態で、先ほど、民有地と言われる。民有地がほとんどですね。ですから、その山林、山の土地の所有者の了解を得てということ、今、答弁させていただきましたけれど、やっぱり、こういうことが必要になってくるわけですよ。町がやるとすればですね。

非常に、このへんが、山の所有者が伐採をしていただければ、一番いいんですけれども、それができない。

それと、道路に即して、道路の横に街路灯が、電柱があるわけですから、通行車両が、どんどん走っているわけですね、そういうところで、枝葉を切るということは、非常に危険な作業でもあるわけですね。

それと、先ほど、岡本議員も言われましたけれども、一旦、1回、その枝葉を切っても、もう何年かすれば、また、枝が伸びてしまって同じ状態になることは、もうこれ明らかなんですね。

だから、本当に、ある程度、長期的に考えると、そういう支障になっている樹木を、しっかりと切ってしまうと。道路がある程度、道路の管理から考えると、道路から何メートルかは、もう木がないように、大きな木がないようにしてしまえば、一番いいんですけれどもね。

大きな、そういう樹木、木になってしまっていますから、そういうものを、ひとつ全部切ろうと、伐採しようとする、また、それも大変な費用にもなりますし、特に、そうなってくると、森林所有者、山林所有者の承諾を得なきゃいけない。

ですから、そういうことも、道路の管理も含めて、土地の今後の、そういう管理、山の管理の中で、町有化の1つは、町有林になれば、そうした了解、所有者の同意というものは、当然、要らなくなるわけですから、それだけでも、非常に担当者としても、担当課としても、手間が省けるわけです。だから、そういう効果も、当然あります。

ですから、そのへん、できるだけ、道路ですから、永久的に管理をしていかなきゃいけない。それに関わる防犯灯だけじゃなくて、上からの、山からの土砂が道路へ流れ出たり、

そこの山裾に、そうした土留め工事をしたり、防災工事をしていく、そのたびに、その所有者に了解を得なきゃいけないとか、なかなか、その所有者が、こちらにいらっしやらないとか、非常に、そこのへんで、担当者も苦勞しておりますので、そういうところの山林というようなものを、できるだけ町有化をすれば、その効果は大きいというふうに思っておりますけれども、それができるまでは、当然、これはやはり個人の所有物ですから、枝葉を伐採、1本、2本切るぐらいは、そんなことは必要ないと思っておりますけれども、ある程度、大きく、きれいに伐採していこうとすれば、それを、同意を得なきゃいけないということが続くわけです。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員、質問の趣旨をはっきりしてください。

11 番（岡本義次君） うん。

今、町長がおっしゃったように、民の持ち物である場合は、なかなか、難しい。本人にも、承諾も得んとあかんということで、三河でも、下の家の方が、樹木とか葉っぱが落ちて、年間何十万払って困っておるんじゃないということで、農林振興課へ行こうかと言ったら、農林振興課の山じゃないので行けませんので、岡本議員行ってやってくださいということの中で、私も行って、その人に、ちょっと、怒り飛ばして、10メートルぐらいは、ちゃんと木を切って、下の人に迷惑かけないようにしてくれということをおきました。何とかしてくれましたんやけど、そういうようなこともありますので、ですから、みんな、お互いに雨が降り、日が当たれば、樹木は、どんどん成長して大きくなってきますので、やっぱり、毎年、そういうふうな下の国道、県道、町道も含めて、迷惑にならないように、今後、また、頑張ってやっていただきたいと思っております。

以上でございます。終わります。

議長（小林裕和君） 岡本義次議員の発言は終わりました。

続いて、8番、加古原瑞樹議員の発言を許可します。加古原議員。

〔8番 加古原瑞樹君 登壇〕

8 番（加古原瑞樹君） 議席番号8番、加古原瑞樹でございます。

今回の私の一般質問は、獣害対策、今後の方針はということで、この場から質問させていただきますが、再質問は所定の席からさせていただきます。

鹿やイノシシなど野生鳥獣による農作物被害は、防護柵の設置補助や猟友会の皆様のご協力によって、平成22年度の全国の被害額約240億円をピークに徐々に減少傾向にあり、令和3年度には約155億円と減少してきています。

しかし、町内を見ても被害は目に見えて減少したように感じられません。

特に海内集落や石井地域では、昨年からは猿による農林業被害が増加し、その対策に頭を悩まされているとお聞きしています。

また、それ以外にもタヌキやアナグマに加え、アライグマも新たな地域で生息が確認されるなど、今までとは違う被害も増加し、それぞれ異なる対策が必要となってきています。

鳥獣被害は営農意欲の減退や、耕作放棄地の増加等をもたらす、被害額として数字に現れる以上に農家の皆さんに深刻な影響を与えます。

また、逆に、林業離れ、耕作放棄地の増加という現状が、ますます野生動物の行動範囲

の拡大につながり、被害の増大につながるという負の連鎖を生み出します。

また、民家に近いところまで出没するようになると、農林業被害のみならず交通事故や、マダニ、ヒルなどによる感染症などのリスクも高まります。

しかし、駆除の中心となって活躍していただいている猟師の皆さんも、全国的にみると、高齢化によって徐々に人数が減少しているようです。

そこで、本町でも積極的な対策が必要だというふうに思いますが、今後の対応や考え方について、お伺いします。

1 点目、鹿・イノシシのここ数年の捕獲頭数の推移は。

2 点目、猿による被害の状況と今後の対策は。

3 点目、アライグマ・アナグマの生息状況と今後の対策は。

4 点目、本町の猟師さんの人数の推移と今後の見込みは。

以上、よろしく願いいたします。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、加古原議員からの獣害対策についてのご質問に、お答えをさせていただきます。

まず、佐用町における鳥獣害被害による被害額については、令和2年度は981万円、令和3年度は911万円、令和4年度は793万円と少し減少傾向にございますが、いわゆる、この被害額というのは、農業共済に申請のあった金額でありまして、野菜等共済金の支払い要件に含まれない被害については、これはもう把握ができておりません。そういう点や、また、鳥獣被害を理由に、もう耕作を辞めた人がいる点を考えますと、この影響、また、金額以上の被害額上も、もっともっと大きな被害があることは、想像に難くないというふうに思います。

今、全国で150億ぐらいになったと、減少傾向にあるというふうに、統計上は言われますけれども、私は、見ているところ、そういう被害が出るところの耕作が辞められたと。そういうことで、被害が減っているという。そういう面が非常に大きいのではないかなというふうに思っております。

また、議員ご指摘のとおり、特に人家近くの里山が適切に整備されていないと、そこがイノシシや鹿の住みかとなり、農作物の被害だけではなく、マダニやヤマビル被害を生むことから、県民緑税事業でありますバッファゾーン整備をはじめとする里山の山裾の森林整備を推進してきたところでございます。

しかし、この事業においても、地域の皆さんの高齢化、また、人手不足によって、そうしたバッファゾーンの事業、かなり町内でも実施をしていただいたところがあるわけですが、新しく、なかなか取り組むことができなくなっているというふうに思っております。

それで、1点目のご質問でございますが、ここ数年の鹿・イノシシの捕獲頭数ということですが、有害駆除と狩猟との合計で申し上げますと、令和2年度の捕獲頭数は鹿2,885頭、イノシシ494頭、合計3,379頭。令和3年度の捕獲頭数は鹿が2,956頭、イノシシ472頭で、合計3,428頭。令和4年度の捕獲頭数は鹿が2,085頭、イノシシ382頭で、合計で2,467頭というふうになっております。捕獲頭数は横ばい、もしくは減少しておりますが、その原因としては、やはり、これも狩猟者の高齢化によるものだというふうに推測をされておりますが、県の調査によりますと、鹿・イノシシの頭数が県下全体では少し

ずつ減少しているというふうに、そういう分析も動物森林研究所のほうでは、されているようであります。

しかし、実態として、そんなに頭数が減少しているというふうには、なかなか思えないというのが、佐用町の全体の中での実態ではないかなというふうに思っております。

次に、2点目の猿被害対策についてでございますが、猿による被害金額については、これも被害にあっている多くの農地は、野菜類を中心に栽培されている家庭菜園の畑であり、農業共済に被害報告として上がってこないために、これは十分に把握ができておりませんが、三河、石井、海内地域から、猿の被害の通報が多く寄せられておまして、地域の方のお話では、猿の被害を理由に、もう耕作を辞められる方もおられるということでございます。

また、6月の大内議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、単独行動するはずのハナレザルというのが、これがハナレザルという1匹、単独行動ではなくて、これ群れを構成して、新たな群れとして各地に出没しているというふうに、今、実態としては、そういうふうに推測をされます。猿による被害は非常に酷くて、農業従事者の就農意欲の減退をもたらすことから、町では鳥獣被害対策実施隊によるパトロールを強化し、地元住民による爆竹や轟音玉による威嚇や追い払い活動を継続して実施をしているところであります。

また、猿被害対策の防護柵として、サル用電気柵というものがあまして、これは、柵の支柱にも通電をしておりますので、猿に対して非常に効果が高く、全国的にも猿対策として効果が実証をされているもので、町内でも既に設置している箇所において、猿による被害をかなり防ぐことができます。しかし、サル用電気柵は1メートル当たり約1,900円ぐらいがかかります。通常の電気柵に比べて倍近い費用がかかりますが、町としては、資材費の85%の補助金を交付させていただいておりますので、実質は1メートル当たり300円程度の自己負担で設置をしていただいているわけであります。

やはり、当然、予算には限りがあるところでございますが、こういう防護柵、新しい防護柵の設置についてもご検討をいただけたらというふうに思っております。

ただ、せっかく設置した、そうした防護柵も、大変なこれも、労力が要るわけですが、日常的な維持管理をしなければ、その効果を維持することはできません。獣害対策は、個人で実施するだけではなくて、当然、集落主体となって共同で、根気よく実施を、これをしていただくことが必要でございますので、町といたしましては、引き続き、被害を受けている、それぞれの集落と一緒に、獣害対策に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、3点目のアライグマ・アナグマの生息状況と対策ということでございますが、アライグマは近年になり、三日月、中安地域など、町の東部の一部において目撃情報が寄せられております。もともと、都市部で野生化したものが増殖しているとのことであり、その繁殖力はすさまじいとのことでもありますので、今後、町内全域に拡大するのではないかとこのように懸念をいたしております。アナグマは、既に、町内全域で目撃情報や被害の通報がございます。対策として、町では、捕獲用の小型の箱わなの貸出しも行っており、昨年度、令和4年度のアナグマの捕獲実績は9頭というふうになっております。

なお、これら小動物だけでなく、有害鳥獣からの被害を防ぐためには、屋外に放置されている生ごみや未収穫の農作物等が誘因物となりますので、これらのものを放置しないようにも、お願いをしているところでございます。

アライグマは、アニメでのイメージにもあるように、見た目はかわいらしい動物でございますが、性格は非常に凶暴でありますので、見かけたとしても餌づけ等は絶対に行わないようにしていただきたいと思っておりますし、また、絶対に手を出したり、触ったりすること

のないように、これは、ご注意いただきたいと思います。

最後に、4点目の猟友会の人数と推移ということでございますが、過去3年間の猟友会員の人数、そんなに大きく変わっておりませんが、令和2年度が138名、令和3年度が137名、令和4年度が130名、これは猟友会に会員として登録されている方々でありまして、実際、この方が全部が実際の狩猟、捕獲等に携わっていただいているかどうかというのは、ちょっと、分かりませんし、なかなか、皆さん、高齢になっておられるので、非常に活動が難しくなっているという実態は、十分、お分かりのことと思います。

また、その猟友会の中には、町外在住者の有害鳥獣捕獲応援隊の人数も含まれておりまして、それでも、やはり毎年、少しずつですし、これから、やはり10年先を考えると、急激に、この狩猟をしていただく猟友会会員が減少していくだろうというふうに推測しております。

猟友会の、これはもう全国、どこも同じなんですけれども、狩猟者の高齢化、なり手不足が、非常に、この獣害対策にとっても大きな問題となっております。

少しでも若い方に、そうした狩猟等を行っていただきたいということで、狩猟者を確保するために、狩猟免許試験や講習会費用の一部を町としては助成をしたり、広報紙やホームページでも広くお知らせをしているところでもありますけれども、しかし、実際、なかなか、今の若い方々に、こうした動物の捕獲、駆除をしていただくということ、できたら、そういう方が増えていただきたいという思いはありますけれども、それぞれ、自分を見て考えていただいた時に分かっていただけのように、そんなに、簡単に子供に、鉄砲持って狩猟したらというようなことを勧める親もおりませんし、若い人たちが、そういうことにやってみようという人が、非常にまれ、少ないということは、これはもう、皆さん、十分、お分かりのことと思いますので、そういう狩猟者、捕獲していく猟友会会員が必ず必要だということは分かりながら、じゃあ、これをなり手というのが、こういう制度を設けて、何やしても、なかなか増えないということ、これはもう、それぞれ自分のこととしても考えていただければお分かりのことと思います。

以上、ご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8番（加古原瑞樹君） ありがとうございます。

答弁にもありましたけれども、猟師さんのほう、減少しております。

とはいうものの、猟師さんに駆除していただいているおかげで、鹿やイノシシの生息数が減少傾向になっているということでありました。

しかし、先日も、久崎地域の町営住宅のほうにお邪魔してたんのですが、昼間から駐車場のほうで、三段角の雄鹿が子供さんが遊んでいる横を走り回っているというような状況を目撃しました。

また、最近では、高校生が自転車通学をしている際に、うり坊の群れにぶつかってしまって、自転車から落ちてけがをしたというような状況もお聞きしました。

農林業被害は減っているとは思いますが、こうした交通事故など危険性も増加してきております。

町内全て防護柵で囲めば問題ないかもしれませんが、現実的ではないと思いますので、やはり、駆除しかないというふうに思います。

答弁では、昨年度の捕獲頭数、特に、ちょっと低かったんですが、鹿が2,085頭、イノ

シシが 382 頭ということでお聞きしました。

以前、何回か、このテーマで一般質問させていただいているんですが、平成 25 年度では、鹿が 4,168 頭、イノシシが 865 頭。平成 26 年度が鹿が 4,211 頭、イノシシが 754 頭というふうにお聞きしております。ここが一番ピークだったというふうには思うんですが、このピーク時に比べると、昨年度は約半数ということになります。幾ら、生息数が減少したとはいえ、この捕獲頭数は少ないというふうに思うんですが、これは適正な管理ができる捕獲頭数なのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えさせていただきます。

この生息数、県が推定値で出しておりますけども、あくまで推定値でございまして、先ほど、町長の答弁でも申し上げましたとおり、推定値は減少しているということですけども、我々実感としては、なかなか減っているなという実感はないということが現実でございます。

捕獲数が半数近くになってきたということなんですけども、これも先ほど、町長の答弁で申しましたとおり、ハンターの方の高齢化というのも 1 つありますでしょうし、また、山が、山で狩猟するものですから、山が倒木とかの影響で行きたいところに行けないとか、見通しが非常に悪くなってしまっているという影響も、おそらくあるというふうに考えております。

いずれにせよ、この獣害被害を低減させるためには、やっぱり、もっと個体数の管理、要は、有害駆除ですね。駆除を、やっぱり進めて行かないといけないというふうには、思っておるところでございます。以上です。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8 番（加古原瑞樹君） なかなか、狩猟ということになると、体力的にもそうですし、危険も伴います。猟師の皆さんに、かなりおんぶにだっこでお世話になっている状況だというふうには、十分理解しております。

その中でも、やっぱり、どうしても鹿の頭数が増えるというのは、やはり、好ましい状況ではないと思います。

令和 2 年度に作成されている佐用町鳥獣被害防止計画の中でも捕獲目標が鹿 3,600 頭、イノシシが 740 頭ということで、計画をされております。できれば、この頭数に近い頭数を捕っていくことを目指しておられると思うんですが、今後、猟師さんの数が減る中で、どのように対応されていくんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 先ほど、おっしゃっていただきました獣害防止計画でございま

すが、その目標数値、鹿で年間 3,600 頭ということを掲げております。この数字は、計画を策定した少し前の捕獲実績を、おおむね 1.5 倍を目標にしようということで定めたものであって、実際に、その後も目標 3,600 に対して 4,000 を超える捕獲もございました。そこで、目標数が達したので、この狩猟、有害の許可は終わりですよということはおしりません。個体数の管理というのは、もっともっと必要だと感じておりますので、捕れるだけという、ちょっと表現が悪いかも分かりませんが、そのような、できるだけたくさんの個体数の管理をしていただきたいということで、町としても応援をしているところでございます。

個体数は、例え減ったとしても、野生の獣たちが、里にある食べ物の味を覚えてしまっているということも、1つ出やすくしているという要因があるのではないかなというふうに思います。やっぱり、山の中で食べる物と、畑でできたおいしい野菜とということ、動物の味覚までは、ちょっと、分かりませんが、おそらく、おいしいから出てくるんだろうなというふうなことも想像しますので、そのためにも、町長申しましたとおり、畑の残り物、残渣であったり、生ごみを適正に処分していただいて、動物を寄せつけないという工夫を平時から住民の皆さんにはお願いしたいなというふうに思っております。以上です。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8 番（加古原瑞樹君） 駆除だけでなく、ほかの対策も取りながらということで、町民の皆さんと一緒に、取り組んでいかないと、どうにもならないのかなというのは、十分感じております。

ただ、とは言いますが、鹿のほうは、なかなか病気にもなりにくく、大体、10 年ぐらい生きるというふう聞いております。

また、自然増加率が 1.13 から 1.27 に達するというふうには推定されております。この数値から、捕獲を全くしなかった場合、約 5 年で個体数が倍増するというふうには、そういうふうには言われている論文のほうもあります。それほど鹿の繁殖力、また、生存率が高いということだというふうに思います。

なるべく正確な生息数を把握して、適切な捕獲をしていかないと、あっという間に被害も拡大するんじゃないかなというふうには予測されます。

駆除の中心である猟師さんの人数が減少している状況の中、森林動物研究センターなど、何回も行っていただいているというふうには聞いているんですが、専門家の知識も入れながら、目標に少しでも達するように努力していただきたいなというふうに思います。

また、答弁の中で、防護柵など自営をとというふうにお聞きしました。効果的なわなの設置方法、それから、管理の仕方というのが、意外に知られていないというのがあります。

実際に、私のほうも、江川の仁方集落のほうで、県のストップ・ザ・獣害という取組の中で、研修に行かせていただきました。こちらのほうで話を聞かせていただいても、やはり知らないこと、誤解していたことがたくさんあって、驚きました。

まずは、地域で、こうした取組を知っていただいて、広げていくことが重要だというふうに思います。

前回は提案させていただきましたが、県の森林動物研究センターには、こうした研修の動画があるようですので、佐用チャンネル等で周知するなど対応をしていただきたいと思いますが、そちらのほうはどうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 県には、野生動物の研究所というのを設置して、生息数の推計とか、また、管理について、どれぐらいの適正な個体にすれば被害が少なくなっていくとか、いろんなことを、それはまあ、ある意味では数値的に、研究をされていることは承知しておりますし、そういう方にも来ていただいて、いろいろな話聞きますけれども、私は、本当に言っておられることが、あまりにも、いわゆる机上での話とか、推測とか、実態に合っていないということ、いつも感じていることが非常に多いんですね。

じゃあ、どれだけ、今、先ほど、目標として 3,600 頭ぐらい捕ってと、捕獲してというような計画、うちもつくりましたけど、じゃあ、それだけ捕獲すれば、どんどん減っていくかという、これまでも、それ以上に 4,000 頭も、1 年間捕獲もしましたけども、少しは、それは減っている部分はあるんですよ。だから、放っておけば、もっともっと増えることは確かでしょう。

ただ、それで、毎年、毎年、そういうことを繰り返していかなきゃいけない。これがずっと続くんだということが、非常にしんどいわけですね。

ですから、何とか、県にも、そうした抜本的に個体数を減少させるための方策として、考えてほしいと。それは、だから、県も、当然、担当者としても、非常に難しいということ、は分かるんですよ。誰にも、分かるんですけどもね、実際の捕獲の方法としても、例えば、夜間の狩猟を、ある程度限定してでも、管理してでも認めるとか、もっと、そういう方法を考えてもらわないと、今、町としても、去年から、担当者も猟友会、狩猟していただく方と協力して、ドローンを使って、ドローンで、実際、犬の代わりに、鹿、イノシシを追い出して、それで駆除するという、かなり一生懸命取り組んでくれているんですけども、本当に狩猟するには、人だけじゃなくって、犬ですね。これが本当に重要な役割を果たして、その犬自体の訓練。また、それを、1 年中、ちゃんと飼育しておかなきゃいけない。非常に経費もかかります。また、それも技術も要ります。だから、そういうことを継承する人も本当にいなくなっているんですよ。

ですから、それに、町としても、その捕獲すれば、当然、それに対しての報償金というの、かなり年間、何千万というお金が、これも要る。防護柵にもお金が要る。全く、そこから負のあれで、生まれてこない。何も生まれてこない中で、そういう経費を、毎年、毎年、費やしているという。そういうことで、加古原議員からのご質問、何回も、こういう、この獣害にも、いつもいただいておりますけれどもね、同じ思いで、これ以上の、なかなか、十分な答えができないのは、本当に、私たちも、なかなか苦しいと言いますか、残念なところなんですけれども、当面、対症療法としては、そうした、防護柵とか、そういうものを活用しながら、少しでも猟友会の人たちが活動ができるような、新しい技術も取り入れて、ドローンなどの、そういうものを入れて、一緒に取り組みたい。

そうした猿なんかについては、やっぱり根気よく、轟音玉とか、そういうものを使ってでも威嚇をしながら住みにくい環境という、動物が住みにくいような環境を地域でもつくっていただくというような取組、こういうこともお願いしながら進めて行くしかないというのが現状ですから、ご理解いただきたいと思います。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8番（加古原瑞樹君） 専門家の方のご意見の中で、やっぱり、動物、鹿なんか特になんですが、雌鹿を捕ると、やっぱりかなり効果が高いんだというようなことが、やっぱり専門の方に聞くほうが、正しい部分がありますので、新しくドローンなんかを使ってということも、これから先、猟師さんが不足する中で、そういうことも取り入れながらというのは、もちろん考えていていただきたいなというふうには思うんですが、そうしたものを組み合わせながら、これから進めないと、4,000頭ずつとか、3,000頭ずつ捕っていて、今の現状で、あまり減っていないということであれば、これから先、猟師さんが減ってしまうと、被害が増えるのは、もう目にみえて明らかだと思うんです。

だから、そういう意味で、本当に難しい問題だというふうには思うんですが、これから先のことを、10年、20年先のことも考えながら、計画をしていていただきたい。新しい技術、取組方を考えていただきたいというふうに思って質問させていただきました。決して、攻めるわけではありませんので、よろしくお願いします。

それから、猿による被害のほうに移りたいんですが、こちらのほうも以前から農林業被害が出ているわけですが、特に、海内、それから、石井地域のほうで被害が大きくなったというふうに聞いております。

また、最近では、去年ですが、佐用保育園の横でも昼間から猿が走り回っていたというのを、僕が目撃したんですが、そういうふうな状況もあり、やっぱり、人里に下りてきているんだなというのは実感しております。

先日も、暑い中、農林振興課の担当の方が、海内のほうで、追い払いの爆竹や轟音玉など対策をされておりました。聞けば、夏、毎日のように取り組んでいただいているというふうにお聞きしました。本当に御苦労さまです。

今後、こうした取組を、地域の人にも、もっと取り組んでいただけるようにしていくことが必要だというふうに思うんですが、今後、地域の人との取組ですね、どのようなことを計画されているのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 特に、猿は、非常に、しかも最近、群れで出てくるといことなので、危険もございます。

特に、小さいお子さんとかは、なめてかかると言ったら、また、表現が悪いかも分からないけども、襲ってくる場合もあるし、例えば、高齢者の方が買い物袋下げていたら、それをひったくりに来るといようなお話も聞きます。ですから、非常に危険な動物だと認識していただいた上で、やっぱり、出沒した時に、すぐに追い払う必要がございます。我々通報いただいて行ったとしても、既に、山に帰った後ということが多々ございます。そのために、いち早い対応をしていただけるように、地域の皆さんに追い払いをお願いしている状況でございます。

具体的には、先ほど、申し上げましたような轟音玉ですね、ものすごい音出るんですけども、そちらが資格がないと使うことができませんので、講習会に、こういった出沒地域の方、ご案内して、一緒に行っていていただいて、受講した上で、材料も幾らかお渡しして、出てきたら、すぐ対応していただける、即座に対応していただけるようお願いもしております。今も継続して、一部の地域では取り組んでいただいております。

るでございます。

やっぱり、身近な方、地元におられる方が、すぐに対応できるような、そういう体制を、できるだけ整えていきたいというふうに考えておりますので、引き続き、この対象の地域を広げていこうというふうに考えております。以上です。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8番（加古原瑞樹君） そういう講習会を開いていただいているという、参加していただくということなんですが、すみません。そもそも、轟音玉とか、爆竹。爆竹はあるのかな。あまりこう、私たちの生活の中で、日常的に買うところがどこにあるのか知らないんですが、そういうふうなことから、あと補助とか、そういうふうなのはあるんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 火薬になりますので、煙火類の取扱いのお店で販売のほうをしております。今は、地元で買っていただくわけではなくて、私どものほうで、活動の実施隊等の会計で一括購入いたしまして、現物をお渡しさせていただいております。

ただ、それ以外、鹿とかの追い払いですとロケット花火とか、そこら、比較的容易に手に入る、スーパーとかでも売っておられるようなロケット花火から最初スタートしていったら、本当にもう、ものすごい音が鳴るんです。なんで、あまり、よほど出ない限りはお勧めはしてないんですけども、やはり被害も、もうよほどという段階にきていますので、こういうものを支給させていただいて実施をしておるところでございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8番（加古原瑞樹君） 日本猿のほうは、轟音玉とかの対応が、結構、追い払いにはいいかなというふうには思うんですが、比較的短時間で音の刺激に対する慣れが生じ、効果が低くなるということも報告されております。

こうした慣れを防ぐために刺激の強度や種類を変えたり、また、場所や時間帯を変えるなど、慣れによる効果を失わないように、使用方法だけでなく生体についても専門家の知識を取り入れて、しっかりと効果が出るように取り組んでいただきたいというふうに思います。

また、それから、猿用の電気柵、おじろ用心棒ですかね、結構、効果があるというふうには聞いておりますが、これで全て被害を防ぐというのは限界があると思いますし、補助をしていただいているというのは、非常に農家の方にはありがたいことなので、続けてほしいというふうには思うんですが、財源的にも厳しいと思います。

追い払いや防護柵などの対策も重要だというふうには思うんですが、最終的には、やはり、こちらのほうも、駆除をすることが、一番効果があるというふうに思います。

県内で、年間、約 130 頭前後駆除されているようなんですが、本町では、昨年度 1 頭のみというふうになっております。捕獲して、ハナレザルの個体数を減少させることはできないのでしょうか。情報共有や駆除の依頼など、猟友会さんとの連携は、どのように行っているのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 猿の捕獲に関しましては、数年前から、ある地域で実施をしておりました。それは、囲いわなという大量に入ったところで、大量に捕獲するというタイプのおりでございますけれども、猿って、本当にかしこい動物のようでございます、1 回、かかったわな、仲間がかかったわなには、本当にもう二度と寄りつきませんし、捕獲することができないということも、我々も学習しましたので、たちごっこになるかも分からないんですけれども、根気強く猟友会の方と一緒に捕獲のほうを、個体数管理のために続けていきたいというふうに考えております。

ただ、これも猟友会の方が中心にはなるんですけれども、我々も一生懸命お手伝いします。ただ、その地元にお住まいの方の皆さんの協力なくして、いい活動はできないので、その地域の住民の皆さんもご協力いただきまして、みんなで一緒になって対策を進めてまいりたい。継続してまいりたいと考えております。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8 番（加古原瑞樹君） 猿はまた、一回り、特に駆除が難しいということで、お聞きしております。

今年もひまわり祭りと同時に、本町の夏の観光地として、テレビでも何回か取り上げられておりましたが、瑠璃寺モンキーパークが、特によくテレビで出ておりました。多くの観光客の方が行かれたんじゃないかなというふうに思うんですが、こちらのほうは、餌づけということでされていると思うんですが、現在、餌を減らすことで繁殖を抑える対策を取られているというふうに聞いております。

それ以外に、野生の猿というのは、町内どこでもいるわけで、捕獲が難しい猿の被害を防ぐというのは、本当に至難の業だと思います。何度も言いますが、ハナレザルだけじゃなくて、雌猿なんかは群れで出ていくというような習性も聞いております。

また、猿の社会は人間と、ちょっと、違って、確実にボスがいて、その下がという、そういう関係性があるようなので、それによっても、また、下手に駆除をすると、余計ハナレザルが増えるというようなことも聞いておりますので、研究者の方の知識も交えながら、情報交換しながら、駆除のほうを、また、当たっていただきたいというふうに思います。

それから、アライグマ、それから、アナグマなんですが、前回の一般質問でも、ちょっと、取り上げさせていただきましたが、1970 年代以降、ペットブームで広がって、県内でも 1990 年代の初めには、神戸市を中心に生息が確認されて以降、加速度的に東から、こちらの西のほうに広がってきております。

平成 31 年の一般質問の答弁の中でも、本町では、平成 29 年に西下野自治会、また、平成 30 年には中島、大願寺自治会から目撃情報があったが、被害についての報告はないと。

アライグマはアナグマやタヌキなどと見間違えられるケースがあって、明確な生息状況は確認できていないというふうなことでした。

アライグマのほうも、1歳になったら繁殖が可能ということで、こちらのほうは、年間4頭から6頭ぐらい産むそうです。これが、繁殖のスピードにもつながっているわけですが、今、確認できていないからといって、手をこまねいていたら、確実に増加をするというふうに思います。今のうちに、できれば水際での対策を取っていただきたいというふうに思うんですが、どのように対応されているんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 先ほど、議員、おっしゃられました、アライグマの目撃情報なんですけれども、我々も最近まで、実際に目にしたことがないし、今でも生で見たことはございません。

ただ、いろんな事業の中で、監視カメラというか、その映像に確実に映っておりましたので、いることはもう間違いないというふうに思っております。

そこで、先ほど、町長から答弁させていただいた、その地域が町内でも東のほうでしたので、都市が多い東のほうから、だんだん広がって行っているのかなというふうにも思いますし、今後、本当に、すさまじい繁殖力ということを知っていますので、無茶苦茶に増えるんじゃないかなということを、本当に危惧しておるところでございます。

それらもあって、アナグマも一緒なんですけれども、非常に畑物とか家庭菜園のところでの被害が多いということで、いろんなご相談いただいております。

その中で、広報にもお知らせしておるんですけれども、小型の箱わなを貸出しさせていただいております。こちらは狩猟免許がなくても、自らの敷地内であれば、捕獲はできます。有害の許可証があれば捕獲ができるということになっておりますので、そういった小型のおり、貸出しさせていただきますので、それを、できるだけ使っていただいて、我々では捕獲できないので、皆さんで、できるだけ捕獲して増えないように、何とか、それが水際対策になるのかどうか分からないですけれども、できるだけ広がらないようにということで考えております。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8番（加古原瑞樹君） 私も8月号の広報のほうで見させていただきました。

本当に、こういうことを、地域の住民の方々に知っていただくことから、まず、始まるんじゃないかなというふうに思っていますので、非常にありがたいなというふうに思いました。

処分できない人は猟友会の人に4,000円で処分してもらえるというふうに紹介されているんですが、アライグマも、もちろん対象になるんですよね。

また、駆除のための箱わなの貸出し状況、現在の状況であったりとか、箱わなの数のほうは足りているんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君）

井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） おっしゃられるとおり、広報に掲載させていただきました捕殺と言いますけれども、捕獲した動物の後始末というか、そういったものは猟友会のほうで受けていただくように準備させていただきましたので、なかなか捕まえても、生きた動物をという方がおられるので、そういった意味で制度化させていただいたところでございますので、その都度、ご相談いただければというふうには思っております。

また、小型の箱わななんですけど、要望が、だんだん増えてきまして、我々のほうも買い増し、買い増しで、今で 12 基、ご用意がございます。

基本的な貸出期間は 1 カ月、議員の方の中でもお貸しさせていただいた方もいらっしゃるんですけども、1 カ月間、もちろん無償で貸出しをさせていただいておりますので、こういったものをご活用いただいて、あまりにも出ていくようで、足らないようなら、また、増設も考えていきたいとは思いますが、上手な方は、一週間もあれば、もう大丈夫、被害なくなった。捕れた。返すという方もいらっしゃるの、そこは様子見ながら、何とか、数が充足するようには考えていきたいというふうに思います。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君）

加古原議員。

8 番（加古原瑞樹君） どうしても、人の身近なところに出てくる動物ですので、なるべくご協力いただいて、駆除していただけるとありがたいと思います。

以前の一般質問でもお話ししましたが、アライグマ、アナグマもそうですが、生活に近いところに出てきますと、マダニとか、そういうふうな病気を持ってくるものも引き連れてきます。

特に、マダニによる重症熱性血小板減少症候群、いわゆる SFTS という感染症があるんですが、こちらのリスクが高くなっているようです。前回もお知らせしましたが、6 日から 2 週間程度の潜伏期間を経て、発熱、嘔吐、下痢、それから、皮下出血や下血などの症状を引き起こすようです。

厚生労働省でも 2013 年、国内で初めて確認されてからは、致死率が 6.3% から 30% ということで報告されております。

治療は対症療法しかなく、有効な薬剤やワクチンはありませんと。

今までであれば、山に入る時は、林業であるとか、登山である時に、気をつければよかったものが、こうした野生動物が、私たちの身近に出るようになることによって、こうしたリスクが高くなると。その野生動物が山と民家の近くを行き来することによって、そういった地域に関しては、特に、被害が大きいということが、国立感染症研究センターのほうでも警鐘を鳴らされている部分になります。

こうした危険性というのがあるので、特に、前回もご提案させていただいたんですが、こうしたことを、町民の皆さんにパンフレットなりホームページなり、特に、佐用チャンネルなどが効果的かなというふうにも思うんですが、注意喚起をする必要があるんじゃないかなということで、提案させていただきました。

答弁の中でも、町長のほうから対応していきたいとの答弁でしたが、その後、どのように周知され、また、今後も継続して、周知していくべきだというふうにも思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

感染症の被害等に対する啓発というのは、実際、なかなかできていないというのが現実だと思いますので、我々も、ちょっと認識が甘いところもございまして、実際、山とかの現場へ行って、ダニやヒルを連れて帰ってくることも、多々ございます。

野生動物以外にも、我々人間が媒介している場合もあるんだなというふうにも認識しておるんですが、そこ踏まえて、感染症予防とか、人体的な被害が広がらないようなお知らせというものは、これから、ぜひ努めていきたいというふうに思っておりますが、繰り返しになるんですけれども、やはり、里に動物を寄せつけないという努力も一緒になってご協力いただきたいなというふうに思います。

〔加古原君 挙手〕

8番（加古原瑞樹君） 野生動物が身近に出て来て、いいことはあまりないのかなというふうには思うんですが、先ほど、言われたように、民家の近くであれば、その小型のわなで捕獲すると。そういった時にも、やはり、感染のリスクもどうしても出てくると思いますので、できれば、小型の箱わなをお貸しする時なんかでも、その使用される方に、そういう注意事項を説明していただけるとありがたいなというふうに思います。

前回、2年前くらいでしたか、この一般質問した時にも、岡山県のほうで、実際に、そういうふうな症例で亡くなられた方もおられます。

また、マダニからペットの犬とか猫が感染して、そこから、今度、人間にというケースもありますので、直接、マダニからじゃなくても、ペットから、ペットが感染することで、ペットから人間ということもあり得る話だそうなので、この点に関しては、できたら、広報なりで、注意喚起をしていただく必要があるかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

アライグマの被害のほうは、農林業被害は、これから、さらに増加するというふうに考えられます。早急な対応が必要であるというふうに思うんですが、捕獲は難しい状況だというふうに思います。

町民の方に、そういうアライグマ、アナグマなどの生態、それから、危険性を知っていただくことが、まず、第一だというふうに思います。

地域の人の中で、アナグマがいるとか、アライグマがいるなど、これは危険だから駆除をしないとイケないなという認識を持ってもらうことが、まず、被害を減らす第一歩だというふうに思いますので、そういった意味で、周知をしていただきたいと思います。

それから、全国の狩猟免許を持たれている所有者の方ですが、町内でも若干、減少しているということですが、全国的に見ても、1975年から51.8万人だった人数が2015年には19万人、現在では15万人程度というふうに、約6割から半分ぐらいに減少してきているようです。

本町で8人ということだったんですが、3年間でも減少が進んでいる状況でということなんです。

それから、また、なり手不足や高齢化で、今後、ますます猟師さんが減少することが予測されるということですが、どの野生動物の対策でも、やはり一番中心になるのは、駆除

の活動だというふうに思います。

そういう意味で、猟師さんの存在というのは、かなり大きな存在だというふうに思うんですが、先ほど、新規狩猟者の育成のための狩猟免許試験や講習会費用の一部を助成して、広報やホームページで広くお知らせしているというふうにお聞きしておりますが、こちらのほうの、募集状況というか、実施されている、実際の状況は、どういう状況になっているのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

まず、狩猟免許を取得するために、まず、最初に初心者講習会というものを受けないといけないんですけども、そちらが昨年度で言うと、銃器はいらっしゃらなかったんですけども、わなで4名の方が、この制度を活用いただきました。

また、同じ方が、狩猟免許を取得する時の試験。試験も費用が要りますので、そちらのほうの助成をさせていただいております。

それと、狩猟免許を定期的に免許の更新が必要でございまして、そちらの手数料に対しても助成のほうを行っております。昨年度は銃器で6件、わなで10件の計16件の方を対象に助成をさせていただきました。以上です。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8番（加古原瑞樹君） 猟師さんが減少していく中で、なかなか有害駆除の分でも、十分にお支払ができていくかどうか難しいところではあるんですが、こうしたところで、猟師さんの支援ができるというのは、非常に猟師さんにとってもありがたいことだと思いますので、ぜひとも、また、こういうような事業は続けていただきたいなというふうに思います。

駆除数が減少することで、野生動物の生息数が、やっぱり増加傾向になると思いますので、被害が増加しないように、今のうちから現状分析。それから、中長期的な対策を立てていく必要があるというふうに思うんですが、猟師さんの人数を増やしていきたいという考えの中で、それ以外にも、こういう駆除を中心に考えた時に、今後、どのように獣害対策を進めて行くのか、中長期的に考えた時に、どういう対策をされるのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 議員おっしゃられるとおり、なかなかハンターの方も高齢化し、減る一方で、町長も申しましたとおり、なかなか若い人が鉄砲持とうかという方も、あんまり出て来られないという中で、やはり捕獲の活動は獣害対策のためには必要だというふうに考えております。

特に、銃器は、なかなか誰でも持てるわけではないので、特に、わなでの狩猟に関しましては、結構大変というお話を聞いております。と言うのが、毎日の見回りと、餌やり、

誘引しないといけないので、そういった活動が基数が多い、設置しているわなの数が多ければ多いほど、本当に大変な作業になります。

そこを地域の方と協力して、ちょっと、お手伝いいただく、例えば、定期的に餌をあげるとか、家のご近所の方が、わなが下りているかどうか見回りをする。落ちていたら、その猟師さんに連絡して、最後、止め刺しをお願いするというような、そういった連携の活動で、円滑な捕獲活動ができるのではないかなというふうにも考えておりました、モデル事業で、先ほど、議員おっしゃられた仁方集落においても、そのようなことを、実際やっておりますし、もう既に、自主的に地域の方で、そういった活動をしておられる方もあるというふうにも聞いておりますので、ますます、その地域の皆さんにはご協力をお願いしたいというふうに思います。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8番（加古原瑞樹君） 先ほどの仁方集落の件、それから、丹波市のほうでも、そういう活動をされているというふうに聞きました。

猟師さんをお願いをしなくてはいけないんですが、猟師さんのニーズが、これから減少していく中では、やはり地域の人との協力というのが、先ほどから言われているように大事だというふうに思います。

わなの設置、それから、処分は猟友会の方をお願いをして、見回り、それから餌のほうというふうなことは、地域の人に協力していただいてということで、チームを組んで対応していくということが、これからの時代には必要なんじゃないかなというふうに思います。

今回の一般質問でも、野生動物の頭数が増えている。また、マダニやヤマビルなどのような、そういうような病気も増えていると、こういうふうなことを、これから減らすために、どのように対応していくかという中の答えの1つとして、やっぱり地域の人と猟友会の人、それから、行政でタッグを組んで、これから駆除なり対策に取り組まなくてはいけないんじゃないかなというふうに思います。

そうしたことを、これから、10年先、20年先を見越して、今のうちから対策を考えていってほしいなということで、このたびは、一般質問させていただきました。

今後も地域住民の方、農林業被害だけでなく、交通事故等の被害もありますので、そうしたことが、少しでも減らせるように、これからも取り組んでいただきたいというふうに思いまして、私の一般質問は終わりたいと思います。

議長（小林裕和君） 加古原瑞樹議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後1時15分とします。

午前11時47分 休憩

午後01時15分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。
引き続き一般質問を行います。
6番、金澤孝良議員の発言を許可します。金澤議員。

〔6番 金澤孝良君 登壇〕

6番（金澤孝良君） 6番議席、金澤でございます。

今回、3件の質問をしたいと思います。

まず、1点目、旧利神小学校の無償貸付けについて。

旧利神小学校跡利活用については、令和3年度より事業者募集をされたところですが、令和4年度3回目の募集で株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー、以後JIA社と呼ばせていただきます。からの応募があり、1次審査、2次審査を行い、交渉権者となったところです。

その後、利神小学校区内の地域づくり協議会等に説明をされたり、校区内住民説明会を開き、利用、活用について一定の理解を得られたと承知しておりますが、貸与後のJIA社の事業内容についての説明について、質問をいたします。

1、令和5年度の事業として、令和5年度は、もう半分終わっていますので、貸付け後ということになるかと思うんですけれども、①、早生樹、ユーカリの育苗及び植付け。

②、町内及び近隣の企業・団体向けのシェアオフィスの運営。

③つ目、太陽光発電及び蓄電設備の設置に向けた準備。

④番、将来の林業を担う人材の育成・訓練に向けての調査・研究。

説明会で、この4項目の事業を掲げられ、説明会を受けましたが、実行に向けては、町は、どの程度の支援体制が行えるのかをお伺いします。また、令和4年9月のJIAのプレゼンテーション、ヒアリングでは、⑤番目の項目として、特産品の創出拠点としての利用活用としてのジビエを用いた特産品の企画、開発、製造も説明されたようですが、今回の事業には掲載されていませんが、この事業も含めて最優先権事業者となられたのではないかと思うのですが、その経過も教えてください。

次に、令和5年度以降、この4項目以外の事業の取組もあると思うが、地域住民への説明会の開催は行われるのか。JIA社の本来の事業は行われないのかどうか、確認をいたします。

そして、今後、担当課は、地域住民とJIA社とのコミュニケーションについて、協議会等との開催を行い事業についての理解を求めていけるのかどうか質問をいたします。

以上です。

議長（小林裕和君） 庵途町長、答弁。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金澤議員からの旧利神小学校の無償貸付けについての質問にお答えをさせていただきます。

初めに、旧利神小学校活用にかかる経緯、改めて、ご説明させていただきますと、議員も経過を述べていただきましたけれども、令和2年3月の利神小学校閉校後、町及び旧利神小学校区に属する地域での活用を検討をいたしました。地域としても活用の見込みがなかったことから、活用事業者の公募を実施したところでございます。

令和3年度に2回の公募を実施いたしました。その応募がなく、令和4年4月に3回

目の公募を実施したところ、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー社からの応募がありまして、所定の審査を経て令和4年9月に同社を優先交渉権者として、現在、選定をしているところでございます。

ただ、当初の提案事業には、構想段階、当然、ほとんどが、全てが、まだ、はっきりとした具体的な計画というものはないわけでありましたが、構想段階のものも多く含まれているために、活用のスタート時点で実施する事業について、精査する調整期間を設けたところでございます。

その後、令和5年4月に入り JIA 社から、「早生樹ユーカリの育苗および植付け」をはじめ「町内および近隣の企業・団体向けのシェアオフィスの運営」、「当該施設で利用するための太陽光発電および蓄電設備の設置」、「将来の林業を担う人材の育成・訓練に向けての調査・研究」この4つの事業で、まず、跡地活用をスタートしたいとの報告がございました。

これを受けて、6月に旧利神小学校区の皆様に向けた地域説明会を開催し、JIA 社から事業計画の説明や質疑応答の時間を設けたところであります。

説明会でもありましたとおり、JIA 社としても、「町や地域と連携・交流しながら、企業としての事業展開と地域課題の解決に向けて、発展的に事業を実施していきたい」との意向を伺っております。

これを踏まえ、1点目の実行に向けての町としての支援体制についてのご質問でお答えさせていただきますが、まず、旧利神小学校跡地にかかる貸付けに対する経済的な支援として、他の学校等跡地の活用と同様に、土地及び建物を10年間無償で貸付けすることにより、事業者の経済的負担を軽減いたします。

そのほかの支援につきましては、例えば、旧久崎小学校跡地を活用する佐用日本語学校に通う留学生に対して、空き家バンクに登録された空き家やアルバイト先の情報なども提供しておりますが、そのような町が持つ情報の提供のほか、地域の方や団体を事業者に紹介、いわゆる顔つなぎするなどの側面的支援が考えられます。

また、今回 JIA 社は、早生樹ユーカリの研究や林業を担う人材の育成の拠点として、校舎を活用したいとのことですが、町としても、山の管理不足による災害発生の危険や林業の担い手不足が非常に懸念されている中で、JIA 社が行う早生樹の研究や取組の成果が、将来的な林業の魅力化・産業化、ひいては若い林業者の増加につながることを期待をし、そのような町行政が持つ課題とうまくマッチするような事業につきましては、他の学校等跡地活用のケースと同様に、相互に連携・協力しながら課題解決に取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、ジビエを活用した事業について、これが省かれたということ、盛んに言われますけれども、議員のおっしゃるとおり JIA 社から、当初、そういう提案が含まれていたことは、私も承知しておりますが、ジビエとしてレストランに提供するまでには、鹿の捕獲から処理加工に至るまでの体制づくりや鹿肉の安定供給など多くの課題があること、また、地域から鹿の解体処理過程で汚水や悪臭が出ないかなどの環境衛生面で不安があるとの声もありましたので、JIA 社とも協議の上で、実施には、今後、まだまだ、地域や関係者との十分な調整・準備が必要であるというふうに判断をされ、当初、実施する事業としては、除外されたと、それだけのことでございます。

ただ、JIA 社としても、地域の意見にも耳を傾けながら、受け入れられるような形でアイデアを実現できないかと、説明会の質疑応答の中でも答えられておりますとおり、また、町においても有害駆除された野生動物の有効活用に取り組むべきものというふうにも考えておりますので、各方面と調整を図りながら、将来的には、そうした事業も実施の検討をされていく時が来るかもしれません。

次に、2点目の4項目以外の事業もあると思うが、地域住民への説明会の開催は行えるのか。JIA社の本来の事業は行われなかつたのかと、また、3点目の担当課は地域住民とJIA社とのコミュニケーションについて協議会等の開催を行い事業についての理解を求めていくのかというご質問に対して、それぞれ関連ございますので、まとめてお答えをさせていただきます。

JIA社としても、新たな、こうした事業として、いろいろなことを考えながら、将来、ある程度、時間をかけて事業展開を図っていきたいというふうに考えておられますので、これからも、その時代と、それこそ、研究、また、状況の変化によって、それぞれアイデアが生まれて、新しい事業にも取り組まれていくというのは、当然だというふうに思います。

ただ、JIA社そのものは、もともと「金融を通じて社会に貢献する企業でありつづける」を経営理念として、様々な事業を展開されておりますが、航空機のオペレーティングリース事業をはじめとする金融商品の販売のほか、企業への経営アドバイザー事業や環境エネルギー事業としての太陽光発電所の運営を、現在、主力の事業とされているところでございます。

説明会でも、JIA社からありましたとおり、旧利神小学校を拠点として行う事業は、JIA社の本来事業の単なる横展開ではなくて、佐用町の地域課題に即した、また、時代に即した事業を地域貢献も含めた新たなチャレンジ事業として行っていきたいというふうにおっしゃっていただいております。

今後、旧利神小学校を拠点に事業を行う中で、地域への理解とともに地域課題に即した新たな事業をJIA社が実施することも、当然考えられますし、そうしていただきたいと思っております。

その際、当初の貸付用途以外の事業分野を新たに実施する場合には、まず、町として、事業が適切なものかどうかというのは、当然、十分に吟味・判断した上で、適宜、議会や地域に対してもご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

また、地域住民とJIA社とのコミュニケーションにつきましても、JIA担当者は「これから事業をする中で、住民の皆さんからも建設的なアイデアも頂戴しながら、発展的にやっていきたい。適切な形で地域との交流の機会を設けていきたい」というふうにおっしゃっていただいております。具体的な方法については、当然、まだ、定められておりませんが、他の学校等跡地同様に、町が事業者と地域をつなぐパイプ役として、両者の意向を踏まえながら、その時々に応じた適切な方法でコミュニケーションの場をつくっていききたいというふうに思います。

学校跡地活用は、町有施設の有効利用とともに、企業参入による外部活力の導入や雇用の創出、地域経済の発展というのを目的としておりますが、もう一方では、そうした、町が、これまで建設してきた現在のあつた町有財産を管理運営するためには、相当大きな経費がかかります。そういうものも地域住民、民間の活力の中で、これを活用していただいて、そうした町の経費節減にもつなげていきたいというのも大きな目的でもあるわけがあります。

地域課題に即した事業に対する連携のほかに、事業者が地域からの理解のもと、企業活動を円滑に今後とも行っていただけるように、当然、町行政としてもサポートしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、この場でのお答えとさせていただきます。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君）

金澤議員。

6 番（金澤孝良君） 丁寧な説明をいただきました。

これから、本当に、町長がおっしゃるように、資本力を生かして、この佐用町のために一生懸命、努力されていることを、僕は、僕なりに希望はしているわけなんですけれども、ただ、僕自身も、ちょっと、払拭できない部分がありまして、今日の質問をさせていただいたんですけれども。

ものの流れの順番から行きますので、ちょっと、過去に遡るようなこともありますけれども、まず、一番最初、利神小学校の利活用に関する提案書というものが JIA 社から出されたと思うんですけれども、この時には、全く、我々議員に、こんなものが来たよと。JIA 社こういうとこやでというようなことは、なかったですね。どうですか。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） まず、書類審査を経た上で、プロポーザルという形で、地域の方にもご参加をいただき、佐用町の役場の中の委員も含めて、確か、去年の9月だったと思いますが、2次審査という形をプロポーザルで実施をいたしました。

その後、優先交渉権者という形で、この優先交渉権者というのは、先ほど、町長の答弁の中にもございましたが、1回目、2回目にも応募もなく、3回目で、やっと、この JIA 社さんから提案があった。その内容も、おおむね、大きな方向性としては問題があるような内容ではないので、次の公募を行わない。事業内容を精査してするために優先交渉権者ということを決断を庁舎内でいたしまして、確か、ちょっと、その日付までは覚えておりませんが、9月か10月か11月か、そのあたりだと思いますけれども、全員協議会で資料をお配りして優先交渉権者の決定のご説明についてはさせていただいたように記憶しております。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6 番（金澤孝良君） 去年の9月1日に、そのプレゼンテーションを行われているようですね。その時に、地域活性化支援会議いうんですか、これのメンバーが、どなたか分かりませんが、そこに地域づくり協議会、長谷・平福・石井・海内ですか、参加したと聞いております。そこで決定をされたわけなんですけれども、その決定後、今、いつ、渡されたかという部分は、ちょっと、僕ももらったかどうかという記憶が、ちょっと、薄れているんですけれども、資料は、僕、ここに手元にあるんですけれども、いつもらったかというのがなんですけれども、地域づくり協議会には、早いこと、我々よりも、当然、9月1日の時点で知っているわけですから、その後、いろいろと地域づくりでは、いろんな協議会の中では、話が進んでいたんですけれども、議員として、僕、議員の立場として、この話が、具体的な話が、自分に伝わるまで、かなり間が空いたわけでは。

で、地域の方々のほうが、話が、どんどん、どんどん進んで、議員さん、こういうことあるんですけども、知っておってかと言うたら、いや知れへんでいうような立場で、ちょっと、追い込まれたところがあるんでね、そこらあたり、もし、こういうことで、分かって、終わったことなんで仕方ないですけれども、経過の中で、僕自身払拭ができませんのでね、もう

少し早く、その時には、それで5つの事業だったんですよね。書いてある分も、手に見せてほしかったなという気持ちが、今、あるんですけど、そこらあたりは、まだ、いろんな意味で、我々に、提供することはできなんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私も JIA 社というところが来たということは、6月か7月頃に聞いて、その後、まずは、今までの、ほかのこれまで学校の跡地の活用についても同じような説明、地域づくり協議会とか、それぞれの地域に、まず、説明をするということ。このことをしてきておりますから、その説明をするようにということで、それが9月1日かになったと思います。

私も、その時、初めて、その内容は見ました。

それで、JIA 社に会ったのも、私もその時初めて、私も、その時、みんなと一緒に初めてですからね。

ただ、そういう話を通して、議会への説明というのは、やっぱり、公にある程度、それが、整理ができてから説明するべきものであろうと、私は、思っておりますから、そういう内容の中で、JIA 社を交渉権者として審査をしながら、これでいいんじゃないかということでしたというふうに思っておりますし、その時に、私は、ジビエ、実際のところ言いますと、ジビエというものが中に入っておりました。

私は、これは、なかなか難しいと。この JIA 社そのものも、もともとこのように、会社の事業を見てみましても、本当に金融事業者でもあり、実際の現場といいますか、こういう事業そのものを経験されているものでもありません。だから、どうしても、情報として、長年ジビエというようなことも、至る所で、そういうところが出ていますから、田舎、こういう地方での事業として、ジビエというのも1つ入っていたということだと思うんですけども、やはり、私は、その担当者のほうに、やっぱりジビエというのは、これまで、あちこちで、そういうことで取り組まれてはいますが、なかなか成功したところがない。それは。

少なくとも、その狩猟、野生動物を、きちっとした食料として、安定して、事業として行うということについては、相当、専門的な知識と技術、そういうものがないと、そう簡単にできるものではないんですよ。よく、雑誌やいろんなもので、ジビエ、ジビエという言葉は言われますけど、それはないから、やはり、ここに来て、しっかりと、山のこととか、そういうことを見ながら、そういうジビエについても、やっぱり研究して、いろんな情報を、やっぱり収集して、ゆっくりと、そのへんは考えられたほうがいいんじゃないですかというアドバイスは、私は、しました。

そのことによって、今回、今、ジビエというものは、今の段階、最初の事業展開の中では、当面、省かれたというふうに、私は思っています。

そういう中で、ああして説明会もさせていただき、今、副町長が言いましたように、多分、中身については、議会のほうにも、当然、こういう内容で JIA 社というところが応募して来ているということ、基本的なことは、皆さんにお知らせしたというふうに思っています。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6 番（金澤孝良君） 基本的なことは、言葉の中で了解はしているんですけども、こういう資料を、地域づくりの協議会長、センター長、それから、3 役の方持って、お話を、どんどん、どんどん進められているわけですよ。その中で、僕、全然、後で時系列で、最初から話していますので言いますけれども、こんなもんもらっているということ知らずに、僕、声をかけたりしていたんで、こういう詳しいものが、これが、令和 5 年 5 月の 16 日の分かな、5 項目載っている分なんですけれども、しっかりと、今、ジビエの分も入っております。

町長、前回の児玉議員の 6 月の質問の中で、ジビエのことを、はっきりと、5 月の時点で言われているんです。5 月に特産品の企画販売などのことを提案されてまいりましたと。そのことについても触れられております。

ですから、この 5 項目あったのが、いつ、どこで、削除という言い方あれ、町長の説明分かるんですよ。町長が、いろいろとアドアイスして、取りやめになったということやけれども、いつの時点で、そうなったのかということは、企画防災課長、分かります。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） この問題につきましては、いろいろと経過がありまして、ちょっと、時系列で、ちょっと、説明のほうをさせていただきたいと思います。

先ほどあった、9 月 1 日に優先交渉権者として、JIA が決定をいたしまして、その 10 月の全員協議会で、そのご報告をさせていただいたところでございます。

その後、先ほどもありました、いろんな事業、いろいろとありましたので、ちょっと、どれどれを事業を実施したいかということで、ちょっと、時間を経過がございまして、それが、ちょっと、長い間かかっておったわけですけども、そういう間におきまして、12 月の地域づくり協議会の座談会の際には、今、そういう調整でありますということで、経過報告をさせていただいておったところ、この令和 5 年の 4 月に入りまして、JIA 社から、先ほどの、まず、5 項目の事業について、報告があったわけでございます。そのことにつきまして、ゴールデンウィークもありましたもので、5 月の 16 日に関係の 4 地域づくり協議会のセンター長さんに、その資料をもちまして、説明をさせていただいたところでございます。そういったところ、センター長会だけではということで、その夜に、長谷地域づくり協議会の企画委員会というのがございまして、そこで議員さんもいらっしゃったと思いますが、その時に、その資料が初めてといたしますか、その時に確定したものが出たということでございます。

そういう中で、ジビエのこともございまして、先ほど、町長が申し上げましたように、実際、するに当たっては、ジビエのほうは、すぐにとということではなくて、後々でもということで、その時、取り下げられたということで、現在に至っておるところでございます。以上でございます。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6 番（金澤孝良君） ちょっと、僕、理解できんところがあります。

5月の16日に、僕、夜、確かに行って、いろいろと初めて、いろんな書類を見せていただいたのが最初なんです。それまで、全く、このJIA社の資料なかったんです。地域の議員として、本当に恥ずかしい。変な質問を渦中にしたと覚えていらっしやると思うんですけれども、全くないものでしたんですけれども、その時に配られた資料を見て、いろいろとJIA社の規模とか書かれたのが初めてみたんで、やっぱり、それは、僕、議員として、恥ずかしい目にあつたので、ちょっと、その、ちょっとの思いを、今、ここで出させていただいておりますけれども、それは、それでいいんですけれども、今、5月17日の時に、夜に大下課長と、谷本室長、松本氏が、平福地域センターで、午前中に行われて、夜に長谷のところへ来られたと。その時の中にも、はっきりと、このジビエのことについては書いてあるんです。猟友会と連携して、レストランへの販売。5月の時点では、まだ、この項目としては、JIA社は取りやめになっていないということなんですよね。

ですから、僕、こだわるわけじゃないんですけれども、そこらあたりをはっきりとして、やっぱりしていかないと、今後、これからやる事業についても、やるじゃの、やらんじゃのいうことになったら、僕、地域に余計不満が出てくると思うので、はっきりとできるところはしていただかなくては、僕らも、地域住民に貸し付けて有効利用してもらおうんじやいうことを、推進とまではいきませんが、話の中でやっていかなあかん立場の中で、こういうことが、はっきり、どこで、どうなったのかということだけ、僕、正直な話、幾らかは聞いています。でも、どこで、どうなったかということには分かりませんので、ちょっと、そこらあたり、ちょっと、課長、分かる範囲で、もう少し、いつ頃、取りやめになったかというのを。言えますか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そこまで、時系列的に、どこまで、どうなったかということが、はっきりしないと、信用ができないと。不信感があるんだと言われるんでしたら、これは、私も、はっきり、私の責任です。

これは、当初、そういうものが出てきた時に、最初から、私は、ジビエというのは、これは、私もいろいろ研究してきて、ほかの例も見えてきて、非常にこれは難しい。猟友会と連携していたとしてもね、本当に新鮮なものを処理して、これを、きちっと提供して、それを事業として成り立つというのは、非常に難しい事業だと。だから、こういう東京から来て、こういう会社が、そういう事業に取り組むと言っても、その協力者、技術者、例えば、狩猟する、捕獲するだけじゃなくて、それを解体をして、また、それをきちっと精肉として処理する人、そういう人が、本当に、ほとんどいないんですよ。

だから、そういう人がいないとできない事業だから、これは、こういう事業を、まず、最初に取り組むというのは、難しいですよということを、担当者に言わせました。

それが、なかなか、担当者が、その事業者のほうに言ったと、伝えたと言うんですけども、事業者の話としては、それが、いつまでも、それが残っていたと。だから、最後になってきて、地元にも説明して、これが実際にするのに当たって、もう一度、こういう事業については、本当によくアドバイスをしていかないと、逆に、これをやりますよと言って、もし、それが、うまくいかない。また、いろいろな問題が、地元からも当然、これはもう、ほかのところでそうなんですけど、そうした野生動物、ジビエなんかをやりたいと言われた事業者はあります。でも、一番そこで問題になったのは、地域から、そういう動

物を持って来て、解体をして、臭いとか、そういう汚水とか、そういうものがあるんじゃないかということが、非常に心配をされたわけです。

当然、こんなことが出てくることは、もう分かっていることですね。

だから、それをやりますという事業の中に、最終的に入れてから、スタートしてできないということになれば、もっと、やっぱり事業者も困るし、それによって、事業者が、じゃあ、もう、この事業を辞めますというようなことでは、これも一番、困るので、だから、もう一度、担当者のほうに、しっかりと、そのへんの説明をしろという、私のほうの指示です。

その指示によって、最終的に、そういう、その事業については、分かりましたと。そういうことは、なかなか、私らの知識では分からなかったと。そういうことがあるんだったら、もう一応、今回の事業としては、なかなか、それは手をつけることはできませんねということで、その事業から削除されたという経過です。

ですから、それに時間がかかったというのは、私なりの思い、経験の中で、担当者のほうに、それをしっかりと伝える。私自身が伝えればよかったんですけども、担当者から伝えさせたというところで、なかなか、それが会社の上層部なりに伝わっていっていなかったというのが、その経緯の長くかかったという経緯です。それが事実です。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6番（金澤孝良君） 町長、そこまで責任もっておっしゃっていただくのなら、それは、それで理解ができますので、そういう形で、今後、はっきりと、できるものはできる。できないものはできないということで、対応はしていただきたいと思います。

本当に、そうなんですけれども、書類のあれですね、僕が、本当に、正規な書類をいただいたのは、書類に拘るんですけれども、6月22日の旧平福小学校の体育館の説明会、僕1人じゃなくって、皆さん、議員も何名かお出でくださって、いただいたんですけれども、おそらく、ほかの議員の方も、この書類をもらった。JIAさんの事業内容で、初めてじゃないかなと、僕は、思っているんですけれどもね、副町長、去年の10月ぐらいに出したと言われるので、ちょっと、ほんなら僕のほうが見落として、ちょっと、そこは失礼を言ったかなというように思うんですけれども、実際、その時に、5項目上がっていましたし、今年の6月ぐらいまで、5項目上がっていましたので、ちょっと、拘らせていただきました。

それは、町長の説明で、ある部分、払しょくできたとは思いますが。

今後のことなんですけれども、今後のことについて、町長は、多分、説明会を行ったと。150人ほど来られたと、これで、十分に理解されたというような解釈をされているんじゃないかなと思うんですけれども、実際、なかなか、現場に帰ってみますと、まだまだ払しょくしきれない項目がたくさんあるようです。

例えば、①番の早生樹、ユーカリの育苗及び植付けについても、どういった種類を植えるのか。どうなるのか。佐用町の山全体を植えるのか。一部なのか。後で、また、ほかの議員も質問されると思いますので、私は、ちょっと、時間の関係上あれなんですけど、非常に、この部分についても、非常に皆さん、疑問と言いますかね、どうなることなんだろうかなと心配をされている方が多いようです。そういった、いろんな心配がある中で、今議会で、22日ですか無償貸与の貸付けの提案をされるというような予定をされているんですけれども、私、まだ、地域住民の理解が十分にできていないと、もう一度、先ほどの

親切な答弁のように、町長に、もう一度、地域の住民に説明するなりして、理解をいただいて、もう一つ、後の機会へ送っていただくような、そういった機会を与えてほしいという気持ちがあるんですけども、そこらあたり、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 説明会は、早生樹とか、そういうことの事業だけの説明ではなくて、こうした民間事業者が利神小学校という、なかなか、誰が使っていただくにしても、そう簡単に、そうした民間の責任でもって、これを活用していただけるという方が出てこない。これは、いつまでも放置していくと、建物が、どんどんと傷んでいきますし、経費もかかります。なかなか町としても、あれだけの施設を放置するわけにはいかない。

だから、そういうものを活用していただけるということ、その中に、そうした早生樹の研究というのも入っている。これは、私も、あの時の説明の中でも、早生樹のことばかりを質問される方ありましたけれども、私自身もユーカリということについては、十分な知識があるわけじゃありません。ただ、今の山の状況を見ると、これは前から自生している外来種じゃなくって、何百年も、私たちが利用してきた、この雑木林、そういうものを見ても、これだけナラ枯れのような状態で木が枯れていたり、手が入っていないから、こういう事態が生まれてきていると。それに、どう新しい山を再生していこうかということ、これは、佐用町だけじゃなくって、隣の山を持っているところは、みんな同じ思いで、いろいろと研究されています。そのために、これまでのような、戦後行ってきた角材造林と言われる形で杉やヒノキばかり植えてきて、そのこと自体が大きな問題を起こしてしまったんですね。

だから、そうじゃなくって、今、広葉樹なんかを、改めて見直し、しかも、今の現在の環境問題、これに貢献できるようなバイオマス発電燃料としての材料は何かないかと。だから、センダンとかコウヨウザンとか、いろんなものに、どこの町も、これがいいというわけにも、まだ、決定しているわけでも、確信できるわけじゃないんですよ。研究しているんですよ。

私どもも、これを研究していきたいということを、今、言っているだけの話でね、これを、佐用町の山に全部植えますとか、そんなの植えられるわけがない。

少なくとも、それが佐用町に適しているかどうか、ここで、どれだけ十分育つかどうかも分からない。でも、やはり、それを研究してみないと分からんわけですよ。

だから、その拠点として、苗を育てたり、そこで、佐用町だけじゃないんですね。これ。この会社にとっては、高知県、また、島根県、特に島根県のほうでも、連携協定結んで、あちらにも、そういうユーカリを植えて、そういうところで育つかどうかの研究もしようとしております。

こういう今の時代の中で、一般企業が、そんなに大きな、たくさんの利益が上がるようなことが、そんなに見込めない中で、長期間に、将来を見据えて、そういう会社の1つの新しい方向として、バイオマス燃料や新しいエネルギーについて、会社としても大きなリスクを背負いながらやってみようというところであり、町も、そういう町としても、そういうところが佐用町に拠点として来てくれる、そういうことなら、やっぱり、それは全面的に一緒に研究をして、よければ、これを少しでも植えていきたい。

ただ、今、佐用町としても、公有化も図っておりますけれども、今の状態で、このユーカリに、例えば、植林をしていくとしても、今ある木を、全部伐採して、処理しなきゃで

きないですね。そこからスタートですよ。

そのこと自体が、そんなに簡単にできるわけじゃないんですよ。

面積的にも、そりゃ3ヘクタール、5ヘクタールぐらいのものは、ある程度はできるかもしれませんが、町有化している山林にしても、佐用町内全域に散らばっているわけですよ。1か所にまとまって何百ヘクタールあるわけじゃないんですよ。

だから、そういう将来どうなるんだ。これが、どうなるんだと、私らに言われても、これも、私ら自体も、私なんか山のこと、ある程度は、小さい時から山で育って、自分でも植林をし、世話をしてしてきました。そのことは、ある程度は、皆さんよりかは、ある意味では知識はあるかもしれませんが。経験は。それでも、分からない。分からないことを、どう説明して回るんですか。

だから、それを研究をするだけで、もし、それがよければ、こういうふうになっていきますということ、その時点で説明ができるわけです。

それが、逆にできなければ、事業者としては、撤退をされるかもしれません。

これは、民間事業者に、そんなにいわえつけて、絶対にこうしなきゃいけないということ、これは言えるものではない。事業者の、これはある意味では、事業としての自由ですから。

だから、それを、もう一度、説明をして回れと、少なくとも、あの時点でも、あれだけの説明会したのは、今回、初めてです。ほかの学校区の施設にしてもね。

で、それは、いろいろと疑問があるって、疑問と言うよりか、皆さんも分からないと思うところがいっぱいあったと思うんですよ。ユーカリなんか言われたら特に。

ですから、それが、ほんなら今の段階で、もう一度説明しても、説明の内容としては、そういう話ですよ。

何か、私らも、科学的にこんなものだと。こういうふうになれば、絶対こうなりますなんてことは、言えないじゃないですか。

だから、そういう中で、私も、金澤議員が前へ入って行けば、皆さん、反対だとか、疑問があったとか、その理解されていないとかと言われるけれども、それだったら、それだけの住民の方が、あそこに来られた方は、当然、関心を持たれて来ていただいた方ばかりだと思います。そういう方も、担当者のほうにも、それに対して、ほとんど何の意見も、意見というのか、後は、これは駄目だとか、反対だということは、私は聞いておりませんし、私自身も、何人かの方、これは、石井とか、海内の方ですけども、話を聞いて、ああ、説明会、なかなか、わしらが行っても分からんことばかりだったなというような話もありました。ただ、その人たちも、そうした、しっかりと会社、地域の今の、そういう課題に対して、取り組んでいこうとされておるんだったら、施設も、いつまでも置いておいても、それは町も困るだろうなど。ああいう施設を、そういう会社が会社の経費で、ちゃんと、何年間になるか分かりませんが、ちゃんと管理してくれる。それだったら、まず、それでいいじゃないかという話を聞きましたけどね。

じゃあ、それに対して、ユーカリがどうだ。外来種がどうなんという話は言われません。当然、そうなんです。ユーカリにしたって樹木ですから、そんなに排ガスを出すような施設でもありません。これが、あそこにごみの施設でもつくるんだったら、環境調査をしろとか、環境に影響があるとかと言われるかもしれませんが、そんなもんじゃないんですよ。

だから、私は、もうこれまで1年半余りあって、早く事業者、ある程度、きちっとした形をいわえつけていかないと、それは事業者としても、ほんじゃあ、佐用はもうやめましたと。ほかでも、そういうことでの取り組みして、ほかの山を買収しようとかということで、話も聞いております。先般も、うちの担当者のほうも、四国のほうの山へ一緒に、

NEDO という事業を取り入れてやるために行ってきました。

そういうところも展開をしているので、何も佐用町だけでやりたいと。やろうという考え方でもありませんので、それが、じゃあ佐用じゃなくて、ほかで拠点を設けますという形になる可能性も、当然、あるわけですから、私は、もうこの段階で早く、そうした、きちっとした結論を出して、事業者の、町の、今、抱えている課題なんかも一緒に協力していただければ、私は、非常にありがたい。山のことを、こんなに一生懸命やっているような会社ないですよ。なかなか、みつけないです。以上です。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6 番（金澤孝良君） 町長のおっしゃること、僕、全て理解はできますけれども、ただ、先ほども言いましたように、やっぱり使っていただくのなら、使うほうも使われるほうも、お互いに、きれいな形でいう言い方悪いですけどもね、やっぱり、しこりが残らない形で使ってもらおうということ、それを、これから、地元、ここで言うよりも、地元は、もうそことつきあいをしていかななくてはならないので、やっぱり地元というものを大事にしていくという気持ちは、町長は、それは、当然、持っていておるとは思うんですけども、理解を得るというためにやっていただきたいという、僕の申出なので、僕にしたら、僕が理解できても、地域の住民は理解できていない方がいるという言い方するほうがいいか分かりませんが、それでも、地域の住民ですし、役職に就かれていますし、僕は、やっぱり、その方の地域、地域だけの議員じゃないんですけども、地域を大事にするという意味で、こうやって、この場で、もういっぺん、町長が、その住民に説明をしていただいても結構ですし、担当課長でも結構ですし、やっぱり、ああそうか、ほんなら、しょうがないという言い方悪いですけども、納得ができた。それだったら、気持ちよく使ってもらおうじゃないかという格好で、お願いできたらと思います。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私も、あそこの説明会の中でも申しましたけれども、あそこの利神小学校区、長谷小学校で学んで生まれて、その学校、統合するに当たっても、あの学校を、本当に4つの学校を1つにするという、大変な事業でしたし、そういう思いがあって、いい学校をつくろうということで、一生懸命やってきました。当然、これからも、あの校舎が学校としてはなくなったとしても、何とか、地域のために、これから活用ができればという思いですし、ある意味では、私も生まれ育ったところ、地元、全くの地元です。そういう、今、言われる、役職の方が言われるんだとか、金澤議員が聞かれて、それでしたら、その方を、私もお会いしますよ。金澤議員も、その方に、町長に会って、私なりの考え方や、説明を受けるように言っていたらいいわけです。

それを、また、地域住民の皆さんに、全員に案内してするというようなこと、こんなことを繰り返していても、これは、また、そこで理解はされないんだとか、反対が、同意されないんだと言われれば切りがないじゃないですか。

少なくとも、そういうふうに、金澤議員が、非常に心配されていておるんだしたら、その方に、お名前を言って、ここじゃあれですから、言っていただいて、そして、その

方とお話ができるようにしてください。十分、私は、説明させていただきます。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6 番（金澤孝良君） 分かりました。

町長の、今のご希望に沿えるかどうか分かりませんが、私は、私なりに、ひとつ心を決めて、地域の方に対応して行って、また、1人の議員として、この後ろで賛否のほうの結論を出していきたいと思います。

私の要望は、もう一月、本当に説明というか、猶予をいただいて考えてもらうということが希望なんですけれども、町長はそうじゃないということなので、それはそれで、町長、佐用町のトップでありますし、町長の考えが、僕が、間違っているとまでは、よう言いませんので、この質問につきましては、これぐらいにしておきたいと思います。

次の質問にまいります。

高速バス停留所付近に利用者の駐車場の確保をとということで、佐用インターについてなんですけれども、佐用インターの高速バス利用者からの駐車場要望については、高速道路開通以来あったと聞いていますが、現在、まだ、設置されていないように思います。

上月高速バス停や漆野高速バス停には、以前から駐車場が確保されています。

土地の確保等の問題なのか、バス会社なのか、西日本高速道路の管轄なのかは分かりませんが、姫新線利用促進と同様に高速バス利用促進のためにも、ぜひ、早急に設置できるよう取り組んでいただきたいということで、現在に至るまで、できていないのはどうなのかという経過なんですけれども、お聞きできたらと思います。

それから、姫新線と同じように、利用促進は行えているのか。

3、設置に向けた取組、ぜひ、やっていただきたいということで、3の質問ということで、書いております。よろしく申し上げます。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、高速バス停留所付近に利用者の駐車場確保をというご質問に対して、お答えをさせていただきます。1点目から3点目まで、それぞれ、当然、関連があることでありまして、一括してお答えをさせていただきます。

中国縦貫自動車道、開通して、もう50年たちましたけれども、そこを走っている中国ハイウェイバスというのは、神姫バスと西日本JRバスが、大阪ー津山間、これの直通便を運航をいただいているわけでありまして、鉄道の移動に比べて、当然、直接、大阪まで、乗り換えがなく行けるとということで、本町における公共交通手段の1つとして、皆さんに、長年、ご利用をいただいているところでございます。

平成31年には、4月1日、ダイヤ改正によって、西日本JRバスの、これも乗務員不足のために急行便が減便となっております、それに代わる対応として、佐用インターに立ち寄る特急を増便していただくこととなっております。神姫バスの担当の方により、情報提供を受けて、現在の利用者の皆さんの利便性向上はもちろんのこと、鉄道と並ぶ長距離公共交通手段の1つとして、都市とのアクセスがしやすくなることは、佐用町へ来訪される方にも交通手段の選択肢が多くなって、観光や移住定住の促進などにもつながる可能性

も期待されるところでございます。

ただ、これは、もう以前からの課題でもありましたけれども、現在まで、佐用インターの停留所については、駐車場がなくて、これ長年、これは便宜的に使っているんですけども、町道の拡幅部分に3台程度は駐車ができる可能な場所があります。その部分を、あそこに置いて、自動車を置いて利用される方は、そのスペースを駐車場として使っておられます。

また、停留所の入り口というのは、国道から、ああして細い町道を入った先にあって、なかなか、駐車場として整備する用地もない場所となっております。

このような状況、これは以前からのことで、町としても、停留所に以前は、ああして、トイレを設置するとか、また、停留所までの、そうした細い通路、通路の管理、そういうことは、やっぱり、なかなか西日本高速道路だけではやってくれないので、町が、ある意味では、やむを得ず、自主的に、今まで管理をしてくれております。

そういう駐車場の設置については、できれば、駐車場があればいいという思いもあって、以前から課題でありましたので、私も、かなり以前に西日本高速道路のほうにも、お願いをしましたし、また、最近、令和2年度にも、今、副町長も、その時、課長として、西日本高速道路との話もしてくれておりますけれども、それについては、1つの案として、西日本高速道路が所有する、あのインターの用地、あれだけ広い用地があるわけです。現在も、あそこまで行く道は、町道に、一応、認定はしておりますけれども、一部、そういうことで、拡幅して、そこに車が置けるようなスペースがありまして、その部分を、もう少し、数台広げるように使わせてほしいと、当然、工事は、町のほうでしますが、用地として、特別にのり面ですから、そういう便宜を図っていただけないかということも、高速道路のほうにお願いをしたところです。これは。

ただ、やっぱり、西日本高速道路としても、これは、また、担当者のレベルですけども、管理しているところの担当者としては、それが用地が、今、高速道路の直接用地としてじゃなくても、あの買収した現在のインターを含めた、ああいう土地は、全て高速道路用地として、当時、買収したものであって、駐車場用地としては、これは無償提供とか貸付け、これはできませんと、そういう回答です。

また、あの土地の、じゃあ、何とか売っていただけないのかということも、お願いをしましたけれども、土地の譲渡については、それが、わずかな土地であっても、これは国の認可、協議をして、国の認可が必要なことなど、非常にハードルが高い。全国的にも、そういうこと、あまりしたことがないし、高いので、まず不可能であるというふうに回答があったところであります。

そういうことで、他の可能性についても、検討していたところですが、令和4年度にJR西日本が行った赤字ローカル線の収支公表によって、本町の公共交通事業において、まず、JR姫新線の維持のための取組が最優先課題になったこともありまして、現在、その問題については継続中という形にしております。

利用者の現状につきまして、詳しく調査はしていないんですけども、今のところ、長年ずっと、ああいう形で使っていて、1日の利用者数が、平均で大阪方面で9人ほど。それから津山方面へ7人ぐらい使われているようです。ほとんどの方が、当然、JRにおいてもそうなんですけれども、誰か、家族の方なり、そうした知り合いの方が、送迎をされているということで、いつも2台とか3台ぐらいは、これは、そういうスペースに駐車されている方を、私も見ておりますけれども、それほど、たくさんの方が利用されているという実態でもないわけです。今はね。

そういうことで、今後、そうした利用者数や利用実態、これも結構、ここでもJRでもそうなんですけれども、岡山の方が多いですよね。だから、まあ、そういう事態も見て、

もし、あそこに駐車場ということ、今の段階で考えようとするれば、当然、民地、土地を買収したりして、相当の費用がかかります。これから、今、利用者が減って行って、JRなんかの問題もありますけれども、そういう時代になって、町が単費で、本当に、1,000万円、2,000万円というお金を整備をしなきゃ、する必要はあるかどうか。こういうことも、やっぱり、十分、費用対効果というの考えなきゃいかんかなというところもございます。

ただ、利用されている方にとっては、そうしてもらえれば、非常に便利だと言われることは、それは当然なんですけれども、今までの経過については、そういうことで、今後、まだ、そうした利用実態と、先ほど言いましたように、こういうものも調査、見ながら、検討を継続したいということで、今の段階では、そういう答弁とさせていただきます。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、金澤議員。

6番（金澤孝良君） あそこ、やっぱり、町道になるわけですね。スペースのあるところ。

でね、そこにとめていたら駐車違反を取られたという方が、僕、聞いたんですけども、警察に確かめてまでは行ってないですけどもね、駐車違反を取られた方があるというようなことを、道路の上でしたら、無余地駐車になるのかな、あの幅だったら、3メートル50以上なかったら、無余地駐車とか何とかですけども、取られたということ、これ事実かどうか、確かめて話したらええんですけども、確かめておらんのですけれども、実際、今のところ駐車場という形ではないけども、とめれるスペースがあるということは、僕も認識はしているのですけれども、ある意味で、長時間とめても安心してとめれるスペースというのが必要じゃなかろうかなと思います。

僕、思うに、JAのやすらぎだったかな、大きな駐車場があるので、あそこに2台とか3台とかいうスペースが何とか反対側になるのですけれども、できればなと思うんですけど、何とか、そういう形で、できるように努力はされておるのですけれども、なかなか、高速道路からは、いい返事が返ってこなかったというところですが。

ちょっと、ここにも書いていますけれども、バス停の管轄というのは、どうなんですか。町とか、道路公団とか、どこになるのですか。どこにも責任が、いわゆる、ないと言ったらおかしい、どこかにはあるんだと思うのですけれども、本来、どこが確保すべき事業なんでしょうか。分かりましたら、お願いします。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 正確には、私も承知はしておりません。

ただ、先ほど、町長のほうが、答弁の中で申しましたとおり、私も、この西日本高速のほうに、先ほどの用地の無償貸付けの交渉に行っていました。その時に、先ほど、町長は、大分、優しい言い方をしましたのですけれども、かなり私たちにとっては、憤慨したいぐらいの言いぶりでした。相手方からはですね。このバスを利用して、高速のほうには、何のメリットもないんだから、こういう整備については、自治体がするものだというのを、そういうふうな言われ方をしまして、私たちにとってみれば、高速道路を利用、バスは、当然しているわけですからね、その利用者のための便宜を図る部分で、何も工事までしてくれと言っているわけじゃないんでね、そういうところで、ご協力いただけない

かということをやったんですけれども、駐車場についてはですよ、駐車場については、所在する自治体で対応いただきたいと、そういうような返事でした。

ちょっと、バス停とかということについては、それは、そのバス会社がしているのか、高速道路会社がされているのかというのは、ちょっと、分かりませんが、駐車場に関しては、そういうご指摘がありました。はい、以上です。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6番（金澤孝良君） なかなか、いろいろと、それぞれの事業所で、それぞれの言い訳、言い分があるようなので、非常に難しいかと思うんですけれども、いずれにしても、利用者が毎日、上り下りで16人、17人、18人ですか、それこそ、費用対効果から言えば、なかなか難しいかと思うんですけれども、気兼ねなしに、これは今は年に1回も乗りませんが、母親が元気な頃は、高速バスのほうが便利がええで、高速バスで大阪方面へよく行ってたようなので、送り迎えしたんですけれども、本当にUターンするには十分なんですけれども、1台か2台とまっていたら、ちょっと、Uターンするのに、ちょっと、しづらいなというような感じのところなので、何とか、考えていただきたいと思います。

漆野なんか、土地のスペースがあったんだろうと思うんですけれども、大きな駐車場じゃないんですけれども、2台か3台ぐらいなスペースだと思うんですけれども、あれは、できた当初からついていたように思うんですけれどもね、ああいうふうな格好でしていただけたらね、よかったんじゃないかなと思うんですけれども。

ひとつ、これからも、自治体の管轄なんだったら、責任を持ってという言い方じゃないんですけれども、ぜひ頑張ってください、利用促進のためにも、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

小児科診察予約と医療費について。

新型コロナウイルスが5類に移行された後も感染が続いている中で、子供の感染症、RSウイルス、感染による呼吸器の感染症らしいです。それから、ヘルパンギーナ、これ、夏風邪の、ちょっと、きついようなものなんですけれども、この夏、流行をしていると報道されていて、新型コロナウイルス感染者が減少しない中、小児科医療については、兵庫県内でも特に逼迫をしているという状況であるということが、報道をされておりました。急病であっても連絡の電話を入れれば、必ず「予約をされているか」というような問い合わせとか、親にしたら、非常に急病なのに、予約がどうもあるかないかというような感じの対応をしているような状況らしいです。そこで、それは、町内にも何件かあったようなんですけれども、この町内の医療機関の状況はどうだったのか。

それから、医療費無償だが保険外診察分の支払いはしなくてはならないので、本人は医療費を支払ったと勘違いされる方がおられるようですが、町内では、そのような保険外診察分を支払うような病院があるのかどうか。

それから、3、他市町からの帰省中の医療費の無償化はできないのか。これは、佐用出身でお嫁に行って、子供を連れて帰ってきた時に、お腹がいたくなったり、佐用の病院にかかった。その時には、医療費を払わなくてはならないようなのでね、そういったものすごく少数だと思うんですけれども、対象にできないのかということで質問させていただきます。

議長（小林裕和君）

はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、金澤議員からの3つ目のご質問でございます小児科診察予約と医療費について、お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症については、5月8日に感染症法上の扱いが2類から5類に移行され、様々な規制や制限が撤廃をされて以降、夏休みやお盆等で多くの方の移動もありまして、コロナ以前のそうした地域の賑わいを取り戻した様子が報道をされているところでございます。そのため、一方、新型コロナウイルスの感染は、かなり、まだ、広がっておりまして、佐用町において7月、8月、2カ月間で550人の報告がされており、いまだに収束するような兆しが見えておりません。

それでは、まず1点目の町内の医療機関の状況はということでございますが、議員ご指摘のとおり、今年度兵庫県内の定点観測結果において、一部地域でRSウイルスやヘルパンギーナと言われる夏かぜ等の高水準が続き、予約が取りにくい小児科も出ているとの状況が報道をされました。この要因は、新型コロナウイルス感染症予防を徹底したことで、昨年、一昨年は他の感染症が、ほとんど流行せず、多くの感染症にかかる機会がなく抵抗力を失ってしまったのではないかというふうに言われております。

西播磨管内での定点観測値では、通常程度の水準でありまして、7月下旬には、RSウイルスは減少、胃腸炎、アデノウイルス感染、溶連菌感染は稀に認めた程度だというふうに報告をされております。佐用町内の医療機関においても、当然、同じような状況であり、中でもヘルパンギーナによる受診児が例年よりも少し多かったが、受診ができないような状況ではなかったというふうに聞いております。また、発熱による受診であり、新型コロナウイルス等の検査をしてからの診療となるための時間を要していることは予測されるところでございます。

感染予防のために、これまでと同様、手洗いや手指消毒、さらに、食べ物の加熱などの対策を講じるとともに、普段から免疫力を高めるための元気で丈夫な身体づくりが一番大事だというふうに感じております。

次に、2点目の医療費無償だが保険外診察分の支払いは必要だが、その状況についてということでございますが、医療機関等において診察を受ける場合には、国民健康保険などの、いわゆる保険診療と、医療保険制度を用いない保険外診療というのがございます。

保険診療では、保険証を提示すれば年齢などに応じた自己負担割合分を支払うことで医療を受けることができるわけでありまして。

一方、保険外診療は、保険適用外の薬や治療費などが対象となりますが、紹介状なしで200床以上の病院に初めて受診した場合にも自己負担が必要というふうになっております。

福祉医療制度において、医療保険での給付の自己負担分を助成するものであり、保険給付の対象外のものについては助成の対象となりませんので、状況等については、なかなか把握することはできませんが、そういう対象外というものについて、把握することはできません。

なお、佐用町における子供の医療につきましては、ゼロ歳から中学3年まで自己負担が無料に加えて、令和2年4月からは、高校生等医療費助成制度を設けまして、高校3年までの医療費を無料といたしております。

また、先に、200床以上の病院で紹介状なしでという診察、そういう時には、そうした大きな病院にかかる時には自己負担が必要だということではありますが、当然、ご存じのように、佐用町の病院においては、大体、大きいところでも100床前後ですから、そういう

病院は、佐用町には存在しません。

最後に、他市町からの帰省中の医療費の無償化ができないかということでございますが、乳児医療等の福祉医療につきましては、これは、各市町の住民を対象とした医療制度でありますので、佐用町の出身の方が帰省中に医療機関を受診された場合であっても、住民票を有していなければ、当然、佐用町の制度をご利用いただくことは、これはできません。

県外に住民票を有する方が佐用町内の医療機関を利用された場合は、一旦、自己負担分をお支払いいただいて、後日、お住いの市町で、その医療保険にかかわる費用の還付手続きをしていただくということになります。これは、各市町、当然の扱いであります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6 番（金澤孝良君） 丁寧な説明していただきましたので、後の質問は、割愛させていただきます。

僕の孫が、一番下のところはね、帰省中、長期に自宅に帰って、小さい子なので、急にお腹が痛くなったりして病院にかかったら、医療費支払っていますので、そういった場合、どうなるんだろうなということで、ちょっと、機会がありましたので、書かせていただきましたけども、名古屋なんですけど、名古屋の地域で無料やったら、還付がされるという解釈でいいんですかね。ちょっと、僕、よく分からないんです。ちょっと、そこだけ教えてください。

〔住民課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） 福祉医療につきましては、兵庫県内の病院、佐用町にお住まいの方が兵庫県内の病院でかかられたら受給者証を医療機関に提示されれば自己負担分は要らないんですけれども、佐用町の住民の方が、県外の病院にかかられた場合には、一旦、窓口で自己負担分はお支払いいただいて、後日、佐用町に申請をいただきましたら、その分、お返しするということになっております。

ですので、逆に名古屋のお住まいの方が、兵庫県の病院にかかられた場合は、その名古屋の各市町の福祉医療の乳児医療の制度が自己負担が要る場合、佐用町と同じように無料の場合ございますので、それは、各市町のほうにお尋ねいただきたいと思うんですけれども、もし無料であれば、また、手続きをされれば還付されるのではないかと思います。よろしいでしょうか。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6 番（金澤孝良君） よく分かりましたので、また、娘のほうに、娘じゃない、孫のほうに、伝えておきます。

長時間になりましたけれども、これで僕の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小林裕和君） 金澤孝良議員の発言は終わりました。
続いて、4番、高見寛治議員の発言を許可します。高見議員。

〔4番 高見寛治君 登壇〕

4番（高見寛治君） 議席番号4番、高見寛治でございます。

今回の私の一般質問は1点です。通告書に基づき質問をさせていただきます。

この席からは、インフラ施設の施設整備について質問させていただき、再質問については、所定の席から質問をさせていただきます。

第110回定例会の一般質問で公共施設の施設整備について伺いました。

今回は、佐用町公共施設等総合管理計画、平成29年3月策定、令和4年3月一部改定に基づき管理されているインフラ施設、道路、橋梁、上下水道施設等について伺います。

この計画書では、公共施設等を全体として捉え、マクロの視点からの方向付けを行うとされ、インフラの個々の施設の具体的な更新、長寿命化、複合化・多機能化、統廃合、用途変更、廃止等の方向については、以下の各最適化計画に基づき行うとあります。

水道施設は、佐用町地域水道ビジョン、佐用町水道事業アセットマネジメント計画。下水道施設は、佐用町下水道ストックマネジメント計画。橋梁は、佐用町橋梁個別施設計画（長寿命化修繕計画）であります。

管理に関する基本的な考え方では、更新は、道路は15年で舗装部分の打ち換え、橋梁は60年で架け替え、上水道管は40年で更新、下水道管は50年で更新を基本とするとあります。

インフラ施設は、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として、日常の交通機能とともに、防災対策としても重要な役割を担っています。

そこで、インフラ施設の整備状況についてお尋ねします。

- 1、下水道施設の統廃合の進捗状況について。
- 2、上水道施設の更新状況について。
- 3、橋梁の長寿命化修繕計画の進捗状況について。
- 4、町道の維持管理・修繕計画について。

以上、4点について、お尋ねします。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、高見議員からのインフラ施設の施設整備についてのご質問にお答えをさせていただきます。

佐用町公共施設等総合管理計画につきましては、インフラの老朽化対策として、国において平成25年11月にインフラ長寿命化計画が策定され、平成26年4月に地方公共団体に対し速やかに公共施設等総合管理計画を策定するよう総務大臣通知がございました。

佐用町におきましては、平成29年3月に、これを策定し、令和4年3月に改訂をいたしております。

この計画に基づき管理することとしておりますが、基本的には、耐用年数を超えて使用できるよう早めの改修や大規模改修により長寿命化を図っているところでございます。

特に、上下水道や道路、橋梁などのインフラは、人口が減少しても維持しなければなら

ない施設であるために、次世代に負担を残さない効率的・効果的な事業運営を図っていききたいというふうに考えております。

まず、1点目の下水道施設の統廃合の進捗状況についてお答えをさせていただきますが、佐用町の下水道事業は、特定環境保全公共下水道で5か所、農業集落排水処理施設8か所、コミュニティプラント施設2か所の合計15か所ございます。

現在、佐用町特定環境保全公共下水道事業計画及び下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設や設備の施設統合や下水道施設の更新、長寿命化に取り組んでいるところでございます。

進捗状況は、平成25年度、佐用町特定環境保全公共下水道事業計画の変更により、佐用処理区・上月処理区の農業集落排水処理施設及びコミュニティプラント施設を統廃合するための区域拡大を行っております。佐用処理区は、平成30年3月に農業集落排水処理施設の水谷クリーンセンター及び本位田クリーンセンターを廃止し、佐用浄化センターに統合をしております。上月処理区は、平成30年から統廃合工事に着手し、農業集落排水処理施設の西大畠浄化センター及び早瀬浄化センター、コミュニティプラント施設の福吉浄化センター及び力万浄化センターを上月浄化センターに令和7年度末に統合予定でございます。

当初は、令和3年度に事業完了予定をしていたわけではありますが、国庫補助金の交付額に合せて、これを計画を見直して実施をしております。

また、汚泥集約化事業として、生し尿や農業集落排水処理、また、合併浄化槽から出てくる汚泥の受入れに対して、三日月浄化センター及び佐用浄化センターに前処理施設の設置を行っております。三日月浄化センターは、令和3年度に工事が完了し、令和4年度から汚泥の受入、生し尿の受入を開始しております。佐用浄化センターは、令和3年度から工事を開始し、令和5年度に、これを完了予定でございます。

また、令和4年から南光浄化センターの機械・電気設備の改築・更新事業も令和5年度完了予定で進めておりますが、資材調達の状況により、若干、遅れているところもあり、繰越の可能性もございます。

次に、2点目の上水道施設の更新状況についてお答えをさせていただきますが、佐用町の水道事業は、7つの簡易水道事業で事業を行っております。配水管の総延長が436キロ、浄水場13か所、加圧ポンプ場46か所、配水池53か所、減圧施設31か所でございます。

現在、佐用町地域水道ビジョン及び水道アセットマネジメント計画に基づき、佐用町水道事業の資産について、長期的な視点に立って水道施設のライフサイクル全体に渡り、効率的かつ効果的に水道施設や設備の更新・長寿命化に取り組んでいるところでございます。

進捗状況は、平成30年3月に策定したアセットマネジメント計画により、平成30年度から上水道管布設替更新事業に着手し、漏水多発箇所を最優先に事業を実施しております。令和3年度は2,700メートルを更新し、令和4年度は1,900メートルを更新いたしております。これ以外にも緊急の、当然、漏水修繕工事も多く行っているところでございます。

また、施設の更新工事は、令和3年度から電機・機器設備の更新工事に取り組んでおります。ほかにも沈殿池や急速ろ過施設などの更新工事なども行っております。

次に3点目の橋梁の長寿命化修繕計画の進捗状況についてお答えをさせていただきますが、まず、町内の町道橋は現在675橋あります。

平成25年の道路法の改正を受け、これら全ての橋梁について5年に1度の定期点検が義務づけられ、点検結果として、健全性を1から4の段階に診断されます。

健全性が4であれば、緊急に措置を講ずべき状態であり、3であれば点検から5年以内に措置をするべき橋梁というふうになります。

全て町道橋の点検が終わった段階で、この健全性の結果を踏まえ長寿命化修繕計画を策定をいたしております。

1 巡目の点検は、平成 26 年度から平成 28 年度に実施し、終了年度の平成 28 年度に町道橋の長寿命化修繕計画を策定しております。

1 巡目の点検による結果は、緊急に措置を講ずべき状態である 4 判定の橋が 1 橋、点検から 5 年以内に措置をするべき橋梁である 3 判定の橋が 80 橋存在をいたしております。

4 判定の橋は、点検した平成 27 年度に緊急に対策をし、3 判定の橋は策定した長寿命化計画により、平成 29 年度から令和 3 年度の 5 カ年で、これを修繕を終えることができいております。

2 巡目の点検は、令和元年度から令和 3 年度で実施し、点検結果を基に 1 巡目で策定した長寿命化修繕計画の更新を行いました。

2 巡目の点検結果による健全度の判定は、4 判定はなし、5 年以内に措置をするべき 3 判定は 16 橋というふうになっております。

これらの橋は、令和 4 年度より修繕工事に着手しており、概ね令和 6 年度で修繕工事を終える予定でございます。

しかし、建設から 50 年を経過する橋は現在 20%程度ありますが、今後 20 年では約これが 90%というふうになります。

また、財源的にも、国からの補助金は要望額に対する割当額は、今年度が 60%弱と、これも年々減少傾向にあり、今後、合併特例債の終了等、補助裏の財源不足も懸念をしているところでございます。

少しでも長く、安全に使用ができるよう、今後も計画的な補修を実施し、維持管理費の縮減を図っていききたいというふうに考えております。

最後 4 点目の町道の維持管理・修繕計画について、お答えをさせていただきます。

まず、町道の舗装についてでございますが、先ほど、議員が発言をされた基本的な 15 年での舗装打ち換えは、これは財源的にも難しく、実施できないのが現状でございます。

また、町では、令和 4 年度に舗装のひび割れや、わだち掘れを調査する路面性状調査を実施いたしました。これによって令和 5 年度より 10 年間の舗裝修繕計画を策定をしたところでございます。

しかし、各路線の使用頻度や地理的要件、地盤の強弱等、舗装の損傷は、これは、やっぱり、経年年数だけでは計れず、まちまちであり、また、財源確保等の問題により実際の舗裝修繕は全て計画どおり進まないということも、当然、多くございます。

舗装の修繕や、路肩等の損傷箇所の把握については、日頃の町が実施している道路のパトロールはもちろんでございますが、多くの自治会からの要望等もいただいておりますので、町民の皆様の視点に立った舗装の修繕や路肩の補修等、必要な事案については、できるだけ早い時期での対応を実施しております。

また、修繕方法についても対症療法的な修繕ではなくて、今後、長く使用できるような工法、例えば、舗装陥没箇所だけの点的な修繕ではなく、ある程度の幅を広げた面的な修繕を実施するなど、やはり長期的にコスト縮減にもつながるような施工を考え実施をしていく必要があります、そういう努力を今後ともしていきたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4 番（高見寛治君） はい、ありがとうございました。

最初の下水道の設備の件なんですけれども、下水の処理、下水処理というのは、多分、

平成の初めぐらいから始まってきたと思っております。急ピッチで事業が展開されたと思っております。

で、それを、公共下水、それから、農集、コミプラって、いろいろ処理の方法は、それぞれの自治体で考えられて、今の状況があると思うんですが、公共下水のほうに、比較的規模の小さい農集、コミプラを接続して、維持管理の費用をできるだけ少なくしよう。統合による経済効果を考えておられて、佐用のほうでは、大体できているんですかね。それで、上月のほうも、今、4か所を上月の処理区のほうに統合すると。令和7年度で終わる予定にされているということなんですが、残りの農集やコミプラにつきましては、今のまま存在するようになるのでしょうか。お尋ねします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市上下水道課長。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） ああ、庵途町長。

町長（庵途典章君） こうした生活排水処理、高見議員もご存じのように、平成の初めぐらいに、兵庫県が生活排水処理99%という、それを10年間という期間で行うという大号令をかけて、各市町が取り組んだところです。

その当時ですから、別々の町で、やはり、その処理に対する考え方というのは、施設の考え方というのは、かなり違っておりました。

やっぱり、人口減少が、今後、どんどん、その当時からも進むだろうというようなことを考えて、特に、周辺、山間部等、地形上、非常に条件の悪いところ、こういうところは、できる限り、私なんかは、合併浄化槽、個別で処理をする方法を選ぶべきだろうというふうに考えたわけですが、旧町によっては、全町集合式で取り組まれたところもあります。

それと、当時は、国のほうの、これは、やはり各省庁の、いわゆる事業の予算の取り合いみたいな形で、厚生省は厚生省、コミプラというのがあります。農水省は、農集という農業集落排水というもの。それに、国交省の公共下水道と、これをうまく合わせてということだったんだと思うんですけれども、やはり、県が10年間という、ある程度、短期間に全地域を事業を行っていくという方針の中で、そういう、もっと最終的に、合理的に処理ができるように工事すれば一番いいんですけれども、やっぱり処理場ができて、それから長く、ずっと、配管工事をしていくということになると、相当時間がかかる。だから、着手しても、使用ができるまでに、相当時間がかかるということで、やっぱり、地域地域、部分的に農集でやったり、コミプラを入れたり、そういう事業をして、これによって、早く利用ができる。費用対効果としては出てくる場所があったんだと思うんですけれども、最終的には、そこが非常に人口が減って行って、特に、その造った設備が、ある意味では、非常に能力が余ってしまう過剰な施設になってしまったということが、こういう長い流れの中で出てきたんですね。

そのために、佐用町として、合併した後、本来こうあるべきだったという形に、ある意味では戻していきたいと、それによって、維持経費というのでも削減をしていこうということでの、今、統合なんですけれども、場所によっては、例えば、佐用町の中で石井地区の中ノ原というところに農集の施設があります。もう、ああいうところにポツッと離れてあ

るところは、これはもう統合することは、これをすれば、それだけ非常に長い管路で結んで、費用対効果から見れば、全く効果はありません。

それから、例えば、小赤松とか下流にあるところ、ああいう施設においても、1つの計画の中には、技術的にはできないことないと思うんですけども、やはり、これから人口が減少していく中で、そうした橋を2つも渡って、処理場まで、下流から上流へ、そうした汚水を持って行くという、水道なら、まだ、加圧だけすればいいんですけども、下水道というのは、なかなか、そういうわけにはいきませんので、非常に大きな経費がかかることもあります。

それから、南光地区なんかにおきましても、本来、非常に町が上流から下流まで1つの、ずっと千種川に流れていたもので、本当は1つにできたところもあると思うんですけども、それが、三河で一部農集もあり、合併浄化槽もあり、途中、漆野に農集、それから、ああして林崎に農集という、だから、そういうふうに、ポツポツと農集が出てきておりますので、そういうところも、そういう統合して管理経費は、これでかなり軽減できると思うんですけども、それを行うための建設費、そこがかなり橋を渡ったり、管路の距離が長いとか、そういうところがあって、今でも、かなり莫大な費用がかかっておりますけども、そういう費用対効果も見ながら、また、将来の利用者の人口減ということを考えながら、これは進めて行かなきゃいけない事業ではないかなと思いますので、現在の農集については、そういうことで、まずできるところ、また、効果の高いところを、現在、実施したということでもありますので、今後、さらに検討もしていく必要もあります。以上。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） はい、分かりました。

農集の場所、私も全てどこにあるかというのは把握しておりませんでした。

今、令和7年度で上月地域の統合が終わると。その後は、また、建設費用を考慮しながら考えていくということだろうかと思います。

そういうふうにしていきますと、やはり、公共下水の意味も、ちゃんと、役割を果たしていくんじゃないかなという気もします。

次にですけど、合併浄化槽のことです。平成元年に設置した場合ですと、合併浄化槽35年を経過します。合併浄化槽自体の耐用年数というのは、何か決まりとか、そういうのはあるんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 合併浄化槽というのが、製品そのものをご覧になったことあると思うんですけども、FRPで、型に入れて造られております。

耐用年数という考え方、例えば、先ほどの高見議員言われたように、水道管であれば、40年とか、下水道管50年とか、橋は幾らだとか、基本的な耐用年数の目安というのがありますけれども、これは、それで本当に交換したり、取り替えてたら大変なことになります。

ですから、通常、コンクリートでも、耐用年数、建物50年とか鉄骨だと30年とか言い

ますけどね、実際に、ちゃんと、管理をし、そういう、そのものの構造的な体力というものは、その倍使っても、50年から100年使っても使えるというところであり、ただ、その間に、メンテは、やはり、部品を交換したり、そういうことはしなきゃならんわけです。

私は、合併浄化槽について、いろいろと、これまでも勉強してきたり、実際にやってきて、施工によって、最初の施工する施工の精度によって、途中、水漏れが起きたり、これは、その製品そのものが劣化したんじゃないじゃなくて、施工段階で、きちっとした基礎を打って、ぐるりに石なんかが、その本体に当たらないように、ダストと言って砂できちっとぐるりして、それで、直接、力がかからないように、ぐるりに支柱という柱を立てて、上のコンクリートをきちっと打つ。本体そのものに荷重がかからないように、ちゃんとしておけば、土の中に埋まっているものですから、まず、40年、50年たっても、そんなに劣化はないというふうに思っております。

ただ、ブローとか、中の、そういう機械類は、当然、これは、常に管理をしてやっておりますから、これ合併浄化槽だから耐用年数が低いとか、公共下水道事業、そういう大きな特環、建物、農業集落排水施設だとか、それによって耐用年数が違うものでもないし、そういう公共下水道にしたって、本体そのものは、もう何十年も40年、50年使って、全く、そんなに大きな問題が起きておりませんから、これは、ある意味では、もっと、その倍、70年、80年、90年は、本当に使っていくという、そういうことが、これからの時代、特に求められるんじゃないかと思います。はい。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） はい、ありがとうございます。

合併浄化槽は、この下水道事業が始まった時に、集合処理するのか、合併浄化槽にするのかというのは、このエリアは合併浄化槽ですよということで、早く入れて、生活排水処理をやりなさいみたいなことがありましたので、丁寧に使っていけばということなので、管理のほうは、町がしっかりしていただいているので、長いこともつかないというふうに思います。

下水道管の更新なんですけど、とにかく維持管理、長寿命化を長くしていかないと、浄化センターに向かって自然流下になっていきますので、近くになればなるほど埋設深も深くなるかと思えます。それを更新するというのは、相当な経費がかかりますので、できるだけ、長寿命化で、今の管を、そのまま使えるような格好で、維持管理をしていただければと思います。

もう1つですが、生し尿のほうも、公共下水のほうで受け入れるような処理をしていると、工事をしているということなので、今、佐用の衛生公苑のほうで、生し尿のほうを受け入れしていると思うんですが、この施設については、今後、どういうふうになっていくのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） これも、前から、皆さんにも説明させていただいたとおり、公共下水道とか、そうした集合式の農集とかコミプラにしても、そういう区域としては、そうい

う配管がしてあっても、やっぱり、各家の改造をしないと使えないので、なかなか全員の方が、そういう公共下水道管に流していただけない。それを、そのまま昔でいうくみ取り式のトイレが残ったり、台所、流し場やお風呂の水なんかも、そのまま出ているという家が、当然、まだまだ残っているわけです。

そのために、久崎で、当時から、そういうものの施設がなかった時代に、ああして、バキュームで全部くみ取りして、処理していた、そういう、佐用衛生公苑、これを、ずっと残さざるを得ないというのが、現在も続いております。

それと、その久崎の衛生公苑、以前においては、生し尿だけではなくて、合併浄化槽、それから、農集、特定環境公共下水道事業も一緒なんですけれども、当然、処理すれば、汚泥というものが、これがずっと残るわけですね。それを、その後、どう処理するかということで、大きな特環においては、そこの処理場に脱水機、汚泥をくみ上げて、遠心分離機で脱水したり、圧力で脱水したりするような装置があって、脱水した、その汚泥を、これを、外部でセメントなんかの燃料の中にも委託をして、処理していただくというようなことをしております。

ですから、ただ、農集とか、コミプラには、そういう施設がないんですよ。小さいですから、非常に高価なものですから、遠心分離機なんかはですね。だから、そうした、そこで発生した、くみ取った汚泥というものを、今、衛生公苑のほうに投入をして、そこで生し尿と一緒に、また、再処理をして、そこで、汚泥を、今度、脱水して、あそこでは、それを焼却しているんですね。今。

まあ、まあ、そういうことが、ずっと、これ続けざるを得ないということがありまして、これが一番大きな経費がかかって、そこの施設も非常に古くなっておりますので、これを新しい施設に更新しようとする、やっぱり十数億かかるということで、これを、今ある施設をうまく使えば、そういう施設を廃止できるんじゃないかということで、今、三日月の下水道処理場と佐用の下水道処理場に、そうしたものを受け入れる、前処理施設というものを設置して、それで、今の処理している槽に投入をして、再度、一緒に浄化処理をして、そこで一緒にして、そこで汚泥を遠心分離機にかけて処理をしていくという方法にしておりますので、だから、久崎の長年使っているあれについては、2つの処理場ができれば、生処理も合併浄化槽から出る汚泥、それから、まだまだ、農集なり、残っている小さな処理施設の汚泥、そういうものを2つの施設で一体的に処理をしていくと、それによって、久崎の衛生公苑は、これを廃止すると、そういう計画で、今、進めているわけです。

これは、非常に大きな効果が、そういう長い目で見れば、経済効果が出るし、経費の削減にもつながるといふことであります。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） はい、分かりました。

三日月と南光の公共下水の処理、

〔町長「佐用です」と呼ぶ〕

4番（高見寛治君） ああ、佐用ですか、佐用の浄化センターの工事が完成すれば、佐用衛生公苑のほうも廃止の予定ということは、分かりました。どうもありがとうございました。

あと、1つなんですけれど、今、生活排水処理という名前が出たんですけれども、佐用町の生活排水処理率って、数字的なことなんですけれど、もし、分かっておれば教えていただければと思います。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） それでは、お答えします。

生活排水のほう、合併浄化槽と、それから、農集がございます。それぞれ、分けて、説明させていただきます。

合併浄化槽のほうですけれども、接続人口で言いますと、現在、4,020名。それと、農集の接続人口ですけれども、1,408名となっております。よろしいでしょうか。

〔「（聴取不能）」と呼ぶ者あり〕

上下水道課長（古市宏和君） ああ、そうですか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 予算上の生活排水処理事業特別会計の話ではなくって、今、処理率ですよね。

だから、先ほど言いましたように、佐用町、99%県からの号令の中で取り組んで、まだ、そういうことで、下水道処理施設を使っておられない、以前のままの生活されている方は、どうしても残っているんです。100%にならないんですけれども、今、98点幾ら、99%近い、今、処理率になっております。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） 水洗化率ですけれども、合併浄化槽が令和5年3月末ですけれども、99.19%。それから、農集のほう、こちらのほうも3月末で98.12%となっております。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） 佐用町の生活排水処理率、水洗化率と言うんですかね、ほとんど、100に近い数字、ただ、100には、少し届かないということが分かりました。どうもありがとうございました。

2番目の上水道施設の更新のことなんですけど、今、答弁をいただきました。すごい数の

その施設の維持管理がされておると聞きました。これだけでも維持管理だけでも大変。これを、長いこと持たせようとするになると、もっと、すごいお金がかかるのかなというのがあります。

その中で、1つお聞きしたいんですが、私の付近にもろ過施設というのがあるんですが、このろ過施設というのんは、維持管理、長寿命化を図るだけでいいんでしょうか。特に、ほかの違う機能を持つような、新しい処理システムの導入というのはないんでしょうか。お伺いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） はい、お答えします。

まず、ろ過施設ですけれども、種類があります。緩速ろ過とか、急速ろ過といったような。

それから、膜ろ過、一部、水質の悪いところでは、膜ろ過しております。

それは、あくまでも、水をろ過するための施設でありますので、それは、その水質とか、そういったもので選択しておりますので、それを、主には、その機械、設備が主になりますので、そういった機械設備でしたら、例えば、16年から耐用年数ですね、通常、ただ、佐用町の場合は、30年ぐらいたって、機器ですから保守点検しておりますので、緊急で修繕する場合もございますが、一応は、保守点検の中で、変えていくべきものを更新しているという状況でございます。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） はい、ありがとうございました。

今のある施設を、しっかり維持管理をしていくということでございます。

それと、管路の更新ですが、令和3年度で2,700メートル、令和4年度で1,900メートル、しっかりと計画に則った格好で更新をされているということなので、これも、すごい年月がかかろうかと思いますが、しっかり、計画に沿ってやっていただきたいと思っております。

次の3番目ですが、橋梁の長寿命化計画でございます。

答弁の中にあつたんですが、1回目の分につきましては、令和3年度までに、工事は完了されたということなんです、最近も、たまに橋を通行止めにして工事をされている現場を見ることがあるんですが、それも、これの長寿命化計画の1つなんですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 笹谷建設課長。

建設課長（笹谷一博君） はい、お答えします。

今年度、今の時期は、出水期ということで、工事は、今現在は行ってないんですけれども、これから、また、水が出なくなると、これから工事をしていくということなので、町

内の町道については、町が管理しておりますので、もし、工事されているのを見られたということであれば、時期的なことがあるんですけども、本町の長寿命化の計画によってやっているものと思われまます。はい。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4 番（高見寛治君） 特に、橋梁は、町内で 675 橋というのを聞きました。

簡単には、もう架け替えることなんてできないと思いますので、しっかり診断をしていただいて、それに対応していただくように、できるだけ長寿命化の事業をしていただけたらと思います。

それと、最後になりますが、4 番目の町道の維持管理でございます。計画に則ってやっていっているということなんです。最後のほうに、自治会からの要望があれば、できるだけ早くということがありました。令和 4 年度中でもいいんですが、自治会からの修繕要望があって、それについては、大体 100%の修繕ができていっているんでしょうか。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 笹谷建設課長。

建設課長（笹谷一博君） はい、お答えいたします。

簡単というか、はっきり答えますと、全部はできていません。

なぜかと言うと、町が管理できるところ、地元をお願いしているところというのがありますので、地元をお願いしているところにつきましては、合意形成も必要ですし、それから、単年でできるものにつきましては、すぐに取りかかれるんですけども、傷みが激しくて、すぐにできないようなところは、翌年度に予算措置してということも必要ですから、100%ではないです。

ただ、可能な限り、できるように努力はしております。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4 番（高見寛治君） はい、ありがとうございます。

地元の要望からは、できるだけ早い年度で完了できるようにお願いをしたいと思います。

全体を通してなんですが、各最適化計画を実施するに当たりまして、令和 2 年度から新型コロナウイルスの感染症による財政負担等があったと思うんですが、これによる事業の計画の遅れなどは、特にはなかったんでしょうか。

それじゃあ、すみません。下水道について。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） 下水道につきましては、町長の説明にもありましたように、例えば、上月の統廃合なんかでしたら、令和3年度終了予定だったんですけれども、国庫補助金の関係で、令和7年度までずれ込んでいたりします。

それから、管路なんかの全体計画があるんですけれども、それについては、平成23年7月にできております。進捗率で言いますと、30.7%ですけれども、この間に計画が5年ごとに変わっていますので、全体の数字が変わってきますので、計画どおり、その年度、年度は計画どおりできております。一部は、繰り越す場合もありますけれども、というのが現状です。

それと、マンホールポンプ場があるんですけれども、こちらのほうは、ストックマネジメント計画に基づいて行っております。現在のところ、その計画上は72.4%進捗しております。

ただ、全体のマンホールポンプの数から言えば55%で、これは、ほとんどが電気工事とか、そのポンプの工事になりますので、通常の耐用年数で言いますと16年ぐらい。ですけれども、佐用町の場合は、大体24年から30年で更新いたしております。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） どうもすみませんでした。

コロナに関する事で、大きな事業の遅れはないようにということだったと思います。

しっかり、計画をされているので、よろしいかと思えます。

佐用町に存在するインフラ施設の多くが、一般的な耐用年数とされる40年、50年を、もう間もなく迎えます。インフラ施設は社会活動や地域生活を支える社会基盤として、重要な役割を担っております。しっかりと、長寿命化を図っていただき、今後も長期的な視野に立ち、地域住民の生活の維持向上のために、その機能が十分果たせますよう、施設の整備を行っていただくことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） すみません。ちょっと。

そうしたご質問いただいて、特に、町民の皆さんからの要望や関心が多いのは、道路、そういう修理とか舗装、そういうところが要望があって、今、建設課長も、地域の要望を、できるだけ早く応えて、対応しますということの答弁しておりますけれども、やはり、どうしても、自治会長さんや、地域の方々の、よく見ていただいたり、要望していただくところと、なかなか、役員の方もいらっしゃらないようなところもあったりして、やはり、やっぱり現場を見て、それが全体として、この修理が必要か、対応が必要かということも、担当者のほうは、それぞれ判断をさせておりますし、要望があるからとか、ないからとかじゃなくて、やっぱり管理している町として必要があるかどうかという判断を、最終的に、できるだけ早くしていかなきやいけない。そのために、昨年、道路面の調査を、測量調査をさせております。1、2級だけですけれどもね、全部、車を走らせて、路面の傷み具合、

そういうのを基本的に機械によって、測量にレーザーによって、調査をするということを見せております。それによって、建設課としては、当然、そういう要望がなくても、必要などころは計画的に舗装をやり替えていたり、逆に要望があっても、まだ、ほかと比べれば、まだまだ、これは少し我慢して使ってくださいと、危険性がなければ、危険がないですよということで、待ってもらおうと、そういう対応もさせておりますので、そこは十分、また、ご理解いただきたいと思います。以上です。

4 番（高見寛治君） ありがとうございます。

議長（小林裕和君） 高見寛治議員の発言は終わりました。
お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は、午後
3 時 40 分とします。

午後 0 3 時 1 9 分 休憩

午後 0 3 時 4 0 分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。
傍聴者におかれましては、傍聴中、守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いします。

引き続き、一般質問を行います。

1 番、大村 隼議員の発言を許可します。大村議員。

〔1 番 大村 隼君 登壇〕

1 番（大村 隼君） 1 番議席、大村 隼です。

人口減少が進む佐用町、今後のまちづくりの中で、縮充のまちづくりということが言われています。その中で大切な住民の参加、参画、そして協働、そのステップの第一歩は情報の提供です。今回も情報提供、公開に関する質問を 2 点させていただきます。

1 点目の質問は、こちらからさせていただきます、2 問目の質問は、所定の席からさせていただきます。

1 点目、ユーカリ林開発に関して、住民にしっかり説明を。

今回、ジャパンインベストメントアドバイザー、JIA 社の旧利神小学校跡地活用の応募に伴って、ユーカリ林を町有林に、早生樹林として導入し、活用を図っていくという計画が進みつつあります。

町民の皆様と話し合う中で、「ユーカリ林の町有林への施業は、佐用町全体に関わる問題なのに、現状、町民への周知が十分に行われていない」という話を聞いています。

町民の皆様の説明する機会を設けるべきではないでしょうか。

以下、質問を列挙いたします。

1 つ目、ユーカリ林の開発に関する計画とは、具体的にどのようなものか、詳細に教えてください。なぜユーカリなのでしょう。

2、まずは、実験的に植栽し、佐用町での栽培に合うかどうかを確認するというお話で

したが、いろいろな地域で植える予定なのでしょうか。

3、ユーカリ林の開発によって、地域や住民にどのような影響があると想定していますか。

4、今回の開発において、住民からの意見・フィードバックはどのように取り入れられますか。意見を吸い上げるための方法、また、住民の皆さんとの意見交換会の予定など、住民の意見や懸念を反映させるための具体的な取組の予定を教えてください。

5、住民への周知方法として、いつ頃、どのような手段を取る予定でしょうか。

6、ユーカリ林の開発計画の進行状況や質疑において、今までになされた報告や資料は公開されていますか。ユーカリ林の開発に関する情報は、どこで確認することができますか。

7、ユーカリという外来種の導入に関する心配の声が上がっています。ユーカリの想定外の拡大に対する予防策や、拡大が確認された場合の対処法について、どのような計画があるのでしょうか。

8、ユーカリの植林は、佐用町森林ビジョンにおける、「多面的機能の持続的な発揮を重視した新たな森づくり」の多面的機能における、生物多様性の保全に関して、悪影響を及ぼす可能性があります。生物多様性は、佐用町の宝だと思います。実際施業する場合、ユーカリの導入による生態系への影響は注視しなければならないと思います。ユーカリの導入による生態系への影響、その影響のモニタリングをどのように行う予定でしょうか。また、どのように悪影響を避ける予定なのでしょうか。

9、JIA 社の旧利神小学校跡地活用の中で提出された資料に記載されているユーカリ林の植林に関しては、今までの跡地活用事業者の事業とは違い、町のいろいろなところで何年にもわたり影響を与える施業を行うということになります。旧利神小学校区の方々には住民説明がなされましたが、そのほかの地域では行われなかった理由を教えてください。また、ほかの地域でも行うべきであるという住民からの意見もあったと思います。

以上、質問させていただきます。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、大村議員からのユーカリ林開発に関して住民にしっかり説明をとのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、お答えする前に、前提としての町の森林整備に対する考え方、これをもう一度お示しをしていきたいと思えます。

町内の山林は、これまで度重なる豪雨や強風により、多大の被害を受けてきました。特に、平成 16 年の台風による倒木被害と平成 21 年の豪雨による山腹崩壊や流木による被害は、非常に甚大で、災害復旧のため国や県の支援を受けながら、長い年月をかけて、この復旧に努めてきたところでございます。これらの災害を教訓に、住民の財産や生命を守るため、災害に強い森づくりを最優先に、水源涵養や土砂流出防止等森林の有する多面的機能を発揮できるように森林整備に努めているところでございます。また、最近では温室効果ガスの吸収源として森林の機能が改めて見直されており、森林は、森林のある地域のみならず、これは地球全体、世界人類に貢献する重要な資源であるというふうに認識をいたしております。

その森林に対する町の姿勢を明らかにするために、その羅針盤として、「佐用町森林ビジョン」を令和 3 年 3 月に策定し、同年 12 月には、森づくり基本条例を制定したところで

ございます。これらに基づいて、現在、森林の管理、森づくりに努めているところでございます。

しかし、現状はというと、森林所有者自らが適切に森林管理を行っておられる森林、山林はごく一部でしかなく、森林の大半は放置されている状況です。相続登記がされていないものも多く、不在地主や所有者不明の森林も多数ございます。何らかの事業を行う際には、所有者調査に多大の期間と労力を要している状況でございます。

これらの問題を解決するため、町としては、昨年度から山林の町有林化促進事業により、自ら経営管理できない森林を町として譲り受けており、昨年度で、初年度 300 ヘクタールを超える山林を町有林化したところでございます。

山林を町有化するということにより、所有権が、当然、明確になるということが、1つの大きなメリットであるわけでございますが、さらに、これらの山林を町民共有の財産として、有効に活用するための事業について、検討を重ねているところでございます。

また、国においては、戦後の拡大造林政策によって、杉やヒノキの人工造林を進めてまいりました。昭和の中期までは我が国の建築様式には不可欠な重要な木材、資源でございましたが、建築様式が変化したことに加え、安価な輸入材が大量に使用されるようになりまして、国産の木材価格は低迷し、その結果、林業が「なりわい」にならなくなったため、森林所有者は投資をやめ、放置されるようになったわけであります。

もちろん、杉やヒノキは現在でも重要な建築用材ではございますが、植えてから成木になって、それが、ある程度、お金になるまで、おおむね大体、杉・ヒノキで違いますが 50年、60年の長い年月が必要であります。

また、その間に林業従事者の恒常的な仕事があるわけではありません。その杉やヒノキの植林を進めてきた国においても、これらの人工林を適正に管理ができていないことを理解しているために、広葉樹林化を推進しているところでございますが、広葉樹林が災害に強い安全な山かという、昨今のナラ枯れの状況を見ても、決して安全とは言えません。強い山にするためには、定期的に人が山に入り、適度に更新を行うことが重要であるというふうな、改めて感じているところであります。

そこで、これらの課題を解決するための方策の1つとして、林業従事者の恒常的な仕事の創設ができる、短伐期施業、いわゆる早生樹による短伐期施業を模索しているところであります。

短伐期施業のためには、成長が早く、その木材がお金に変わる経済的なものでなければなりません。幸いにも、近年では木質バイオマス発電所が多く建設され、その燃料としての木材の需要が高まっております。現在の地球温暖化の問題、温暖化防止にも貢献ができるバイオマスエネルギー用材の生産について、これを研究して、また、町としても、そういう環境問題にも、森林の果たす役割を求めて、町として、森林施業、森林管理に努めていきたいというふうに考えております。

ただ、最初に、答弁させていただく前に、お断りしておきますけれども、金澤議員のご質問にもお答えをさせていただいておりますけれども、私自身も山村で生まれ、自分自身、山でのいろんな仕事も行いました。また、杉やヒノキの人工林等、特に、中心に植林し、一通り山のこと、また、その後の状況、それについては、経験がございますので、山林のこと、また、森林、山の状況、そして、杉やヒノキ、また、広葉樹、そういう木々の特性、そういうこともある程度は経験として、知識として分かっているというふうに思っておりますけれども、ただ、これから、ユーカリという問題については、この樹種については、これは、私も研究者に聞いたり、また、情報として本とかそういうもので読んだりした知識でありまして、当然、私も十分にユーカリそのものを育ててきたわけではありませんから、これは、分からないというのが正直な話です。

しかし、現在の、先ほど申しましたように、山林の置かれている状況、現在の状況、これは何とかしなきゃいけないという、非常に強い、私は思いを持っております。そのために、そうしたこれまで、政府、国が、戦後進めて来た杉やヒノキを中心とした、ああした拡大造林、人工林ですね、それは、非常に環境にも大きな影響を及ぼしました。

例えば、花粉症なども、ああした杉やヒノキをいっぱい植えたことによって、現在の、そういう問題があるわけです。

ですから、そういうことを反省にして、これから、じゃあ、どう山を管理し、森林、山の山林の持つ多面的機能というものを発揮するように、町として、行政として取り組むかというのが大きな課題でないかというふうに思っております。その1つとしてのユーカリというものを、早生樹、早く大きくなって、非常に有望ではないかと言われているものの研究を、今からしていこうと、それについては、そうした、今、事業者が、それに取組、また、東京農工大学という大学が、そういう研究も一緒にされていると、それを、踏まえ、一緒に研究ができて、それが非常にいい樹種であり、非常にこれからの山林の、そうした問題を解決する1つの手立てになるのであれば、これは非常に素晴らしいことではないかなというふうには考えているところであります。

そういう前置きをさせていただきまして、それぞれ、一つ一つ、また、重複する答弁になるかもしれませんが、一つ一つ、ご質問にお答えをさせていただきます。

1点目のご質問でございますが、ユーカリ林の開発に関する計画ということですが、私は、そのような、現段階において大規模な開発計画を考えているわけではございません。

先ほど申し上げましたように、町有林の有効活用と持続可能な林業経営のための1つの方策として、町内の山林の一部において早生樹施業を、これを実施できたらというふうに考えております。その中で、なぜユーカリかということですが、これは成長の早い樹種という、早生樹というのは、ほかにもございます。何回も申し上げますけれども、センダンでありますとか、コウヨウザンとか、ほかの市町でも、そういう樹種を植えたりして、いろいろと今、模索、取り組まれていることは、大村議員もご存じのことだと思います。

しかし、これは、私は、学問的に、先ほど言いましたように、自分自身は、ユーカリというものは、本当に全く知識がないと言いますか、実際に、自分が植えて、また、その成長を見てきたわけではありませんので分かりませんが、やはり、東京農工大という、そういう大学で、いろいろと研究したり取り組まれている先生のお話を聞かせていただいて、そういう中で、経済的に、この事業を継続させるためには、これはやはり、ユーカリだけじゃなくても、まず、その植える、早生樹として植える樹種の選ぶ、その基準として、少しでも比重の高い樹種、これを選択すべきだというふうに、そういう大学の先生は言われております。

成長の早い木は、先ほど申しましたように、一番有名なのがセンダン、また、コウヨウザン、このへんが、私らも、その樹種は、ある程度、これは知っております。

しかし、ユーカリは、それらに比べても非常に倍近い、これ比重があるということを知っております。

倍近い比重があるということは、それは、その樹木の中に、それだけ多くの炭素を蓄積する。そういう木だということではないかと思えます。

すなわち、これは、多くの炭素を、地球温暖化の原因となっていく、このCO₂炭素をいかに森林が吸収していくか。その中でも、それぞれの木が、たくさん蓄積し、そこに安定して固定できるような樹種というのが一番効果があるわけでありまして。

そういうことを、大学の研究の中で、そういう研究結果として言われているということ、

これを、やはり1つの大きなユーカリを選定した理由に持っております。

そうして、これを使う面においても、それだけの比重の高い、炭素量が多いということ、逆にこれを、今度、燃料として使った時に、非常にカロリーが高いということです。

バイオマス発電の1つの大きな欠点として、どうしても木の持つカロリー、熱量は、そうした化石燃料なんかと比べると、単位重量当たりのカロリーが非常に低い。だから、どうしても運賃がかかったり、たくさん場所を取り、非常に発電効率が悪いんですよね。

だから、そういうところから見ても、ユーカリというのは、そういう樹木、木の中では、非常に炭素蓄積量が高い樹木だというふうに聞いております。

また、それともう1つ、鹿の食害を受けにくいのではないかとということ、これは、現在の私たち、特にこの佐用町の地域、鹿がこれだけ繁殖して、何を植えても食べられて育たないと、こういう現状の中で、ユーカリが、そうした食害を受けにくい樹種ではないかと、期待をしているわけですが、そのへんも、植えてみないと、なかなか、実際に食害があるかどうか分からないということで、まず、試験的に、実証的に、今、苗のある程度植えて、そういう状況も、今、現在見ているような現在であります。

それと、ユーカリも、非常にたくさんの樹種があるということ、私も聞いて、それは、私自身も、本当に、そんなにあるのかと、世界中の森林の樹種の相当の部分がユーカリであるということ、農工大の先生が話しておられましたけれども、非常に暑い熱帯から、そうした寒いところまで、非常に幅広いところに、そういう木は、それぞれ広がって行って、いろんな種類が生まれていると。それが600とか900とか、私、分かりませんが、そういう600種以上あるんだというふうに聞いております。

そのへん、そういう木の中には、非常にユーカリそのものが、真っ直ぐに、ある程度、杉やヒノキのように、幹が真っ直ぐに伸びるといふ木、これは非常に作業効率上、非常にしやすいので、そういう樹種も種類もあるということでもありますし、また、伐採後に、また、その切り株から新しい芽が出て、また、新たに植える必要がない。これは、やはり、日本の特に、この中国山地、これまで、ナラやミズナラ、コナラ、クヌギ、こういうものが燃料として、製鉄はもちろん、生活の面での炭やまきとして使われてきた。その中で、伐採すれば、自然に芽が出て、新たに、また、10年、15年、20年すれば、それが、また、使える山に蘇っていくということ、ずっと、これ繰り返してきたわけですが、それと同じように、切った木が、杉やヒノキであれば、もうそこからは芽が出ないんですけども、ユーカリは、そこから切った株から芽が出て、また、それが大きくなっていくという、そういう性質を持っているということでもありますので、これが、佐用町の土地、気候、こういう環境にうまく合って、適応できれば、生育できれば、非常に理想的な、ある意味では樹木ではないかなというふうに思っております。

そのために、先ほど、何度も申しますけれども、佐用の地で、これが本当にうまく理論どおりに研究された先生方の研究どおり生育できるかどうか、その状況を確認するために、現在、既に、東京農工大学との共同研究として、3種類のこのユーカリの樹種を植栽をして、実証実験を始めたところでございます。

生育に関して、最も大きな課題は、耐寒性と野生鳥獣による食害でありまして、特に、これらを注視して、本町に適した樹種を選定するために、今後も実証実験を継続してまいりたいというふうに考えております。

もちろん、当然、先ほど、何度も申しますけれども、ユーカリでなければいけないというわけではございませんので、ほかにもっと優れた樹木があれば、これも積極的に、今後とも試していきたいとは思いますが、これまでの専門家による調査や研究において、ユーカリが他の樹木より優れているということでございますので、当面の間、実証実験をして、実証できれば、広く国や県にも薦めてまいりたいと思っておりますし、町内においても、広くで

きるだけ、ある程度の規模で植栽をすることも、将来的には考えたいなどは思いますけれども、実際、現在のところ、そんなに大規模に、杉やヒノキを植林をしてきたような規模で、植林をすることは、これはもう物理的にも不可能であります。

実際に木を植えるとしても、既に、たくさん、今、山には樹木があるわけです。それを、伐採をして、そこから、きれいに木を切った中で、ユーカリを、例えば、植栽をする。

でも、ユーカリも、やはり杉やヒノキと同じように、下刈り、そうした施業、管理をしないと、これは、大きく、なかなかありません。人の手の要る樹木です。

ですから、それをできる人が人材的にも、また、能力的にも、なかなかないということを考えていただければ、そんなに、大規模な面積で、それを、すぐ、この植林を、ユーカリ林に、佐用町の山をしていくというようなこと、これは、当然、できないことで、不可能なことであろうかと思えます。

そういうことで、次に2点目の植栽の範囲ということでございますけれども、日照や地味等の土壌により、適地が異なるということでございますので、町域全体を対象に、作業効率がよくて、町有林を優先的に、今後、探していくことになろうかとは考えておりますが、これを、先ほど言いましたように、やみくもに植えるのではなくて、需要に見合った規模の植栽計画を、今後、実際に植林をしていくためには、植栽計画を立てなければならぬと考えておりますので、なかなか過剰に植栽するというようなことはできませんし、また、考えておりません。また、出荷ルートが確定しているわけでもございませぬので、面積の具体的な数値も現時点では、当然、ございませぬ。まずは、本町で、そして、本当に、その樹木として、適正として生育できるかどうかの確認が、まず、先決でありますので、来年度においても、さらなる試験植栽の面積を少し拡大をして、東京農工大学との共同研究を継続してまいりたいというふうに考えております。

大村議員のほうからも、そうしたユーカリを植えた時の環境への影響とか、そういうことも心配をしていると。そういう方もいらっしゃるということでありますけれども、どのような影響が考えられるのか、これも、私は分かりませんが、外来種と言っても、当然、ほかにも外来種の木はいっぱいありますし、以前からある木も、自然の木も、先ほど言ったように、花粉症とか、いろんな問題も起こしているところはあります。

これは、もう世界中で生育している木材でありまして、ごみの処理施設ですとか、工場とか、そういうものでは全くない、生物ですから、そうした環境的に、何か影響のあるような有害なものを排出するとか、そういうものでは全くありません。また、臭いを出すようなものでもありませんし、今ある木と同じような木材、樹種だというふうに、やっぱり、考えていただければいいのではないかなと思えます。

環境的に、何か、影響調査をと言われても、何を調査するのか、何を数値的に測るのか、排ガスであれば、その中に含まれる、ああした有害物質、数値的な基準がありますから、そういうものを測定しますけれどもね、そういうことが測定できるものでもありませんし、そういうものが排出されるものでもございませぬので、少なくとも、杉やヒノキのように、大量に、佐用町の森林面積の2分の1ぐらいが、今、そうした人工林ということになってますけれども、そういう形で植えていけば、現在のような問題、災害とか、そういう問題を起こす可能性は無きにしても非ずですけれども、現在、考えている規模のものにおいては、そうした心配は、私は、何もないと考えておりますし、専門家の先生方も、全く、そういう影響はないというふうに言われておりますので、それは、それで、専門家の先生の話も、これは、私たちは、受け入れなければならないかなというふうに思えます。

地域や住民に対して、影響ということですが、当然、試験栽培の段階と、また、大量に、もし植えることになれば、災害とか、そういう土砂の流出とか、下草がどうなる

のか、そういうことを、やっぱり、それは当然、注意しなければならないと思いますけれども、当然、今の段階で、地域や住民の生活に何か影響のあるような、脅かすような影響はないというふうに、大学の先生からも、当然、確認をし、聞いております。

次に、4点目の住民からの意見やフィードバックはどのように取り入れるのか、意見交換会を開催して意見を吸い上げ、意見や懸念を反映させてはどうかということでございますが、山林の活用につきましては、実施が実際に可能性のある、よいご提案、そういうご提案があれば、私も随時、ご意見は頂戴したいと思っておりますし、特に、山に関係した仕事をしている方とも、いろいろと、私も話をさせていただいておりますので、なかなか、現段階で、今の山、山林、資源、これを活用するだけでも非常に難しいというのが、どなたも言われることであります。

実際に、山で作業をしていただく従事者の方が、本当に少ない現状の中で、森林整備に参加をしたいという方が、ぜひ、町の中からも生まれてほしいと思っているわけでありまして、なお、そういう意味での山林、森林に対しての皆さん方の、いろんな意見、そういう、その意見交換、こういうことは、私もさせていただければいいかなというふうに思いますけれども、ただ、私も、先ほど申し上げたように、今の段階で、例えば、ユーカリについてということがテーマになってくると、再三、十分な、経験と知識は本当にないわけでありまして、もう少し、そうした実証実験、今の実験結果を、状況を見て、これが、本当に佐用町にとって、ある程度、そうした問題解決の1つの手立てになるのではないかなというめどがついてくれば、これは、また、皆さんにも、ぜひ、逆に勧めたいと、こういうことをしてほしいということ、勧めるためにも、そういう意見交換をしていきたいと思っております。

次に、5点目の住民への周知ということで、話なので、先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、今、どのようなことを周知するのか。まだまだ、今、町有化をしていくのも2年目に入りました。これから、非常に難しい段階に、これが、だんだんとなってまいります。さらに、この状況を放置すると、5年、10年すると、もっともっと、この山林の所有、登記とか、そういうものが難しくなるというふうに思いますので、そういうことについて、まず、関心を持っていただくということ、そのことが、まず、先決ではないかなと思います。

そのために、森林ビジョンの啓発動画のように、佐用チャンネルや広報紙を活用して、町民の皆さんに、何とか山を活用しながら環境問題にも、山が果たす役割、こういうものを、理解をしていただく、そういう行政としては、取組が必要かというふうに思っております。

次に、ユーカリ林の開発計画という、この開発計画というご質問なので言いますけれども、まだまだ、開発計画と言われるようなものではないということではあります。その資料を公開されているか。その情報はどこで確認できるかということではあります。どんな資料か、まだまだ、そうした具体的な資料というのはありません。学問的なものはありますけれども、それは、ネットとか、そうした、専門誌で見れば分かることではあります。私たちが、町民の皆さんに行政担当者としてお話ができるということは、なかなか、まだまだ、そういうものを持っているわけではございません。

大村議員も、いろいろと研究いただいておりますけれども、もし、そういうことで、意見交換なり、また、どういうことを知りたいということであれば、私どもも、特に、東京農工大との共同的研究という形になっておりますから、東京農工大の先生、これは、やはり、それなりに長年研究をされている方ですから、そういう専門的な方へつないで、そこから、また、回答をいただけるようにさせていただきたいと思っております。

次に、7点目、これもユーカリという外来種の導入についての心配、拡大への予防や対

処策はとのことでございますけれども、外来種であるゆえに、環境に及ぼす影響を心配されているということでもありますけれども、先ほども何度も申し上げておりますとおり、ユーカリも樹木です。その外来種と、よく言われる害虫とか、農業で外へ飛んで回ったりして広がっていくようなものでもございません。

特に、その外来種だけではなくて、先ほど、何回もお話しましたように、これまでの、現在の状況、これまで、国なり町が行ってきた、行政が行ってきた杉やヒノキを人工林として植えていく拡大造林、これがもたらしてきている問題。そして、長年放置している広葉樹、自然林と言われるものが、今、どういう状態になっているか。そういうことを、皆さんに、やっぱり、心配をしていただかなければなりません。

ユーカリが、自然に繁茂していくというものではないということは、これは、先生方からも聞いております。管理をしないと、これは成長していかない。

だから、杉やヒノキでも植えたものから、横へ横へどんどん広がっていくものでは、全くないのと同じように、外来種の雑草や、そういうものは、いろんなところに、どんどん広がって行って、非常に大きな害を及ぼしているところも、ものもありますけれども、ユーカリというような木は、動くわけではありませんし、それが自然に、どんどん広がって行くものではありません。

ある程度、広がってくれるぐらいな力があれば、もっと、それは、使えるところもあるのかもしれませんが、そうではないということでもありますから、人工林として、適正に管理をしない限り、これは生育はしませんので、そうした環境への影響といえますか、外来種であるからゆえにという拡大への予防や対処策というのは必要ないと、考える必要はないというふうに思います。

これも国としても、早生樹として、いろいろな早生樹が検討されているようですが、ユーカリについても環境省が示している生態系等に被害を及ぼす恐れのある外来種リストというものが、当然、あるわけではありますが、当然、その中にも掲載もされておられませんので、ユーカリが分布拡大を自然にしていくというようなことは、ないというふうに言えるのではないかと思います。

次に、8点目の生物多様性の保全に悪影響を及ぼす可能性があるため、影響のモニタリングをどのように行うのか、また、悪影響をどう避けるのかということですが、何度も申しますが、議員が悪影響があることが前提とされているわけではありますが、先ほど、何度もお答えをさせていただいたとおり、現段階において環境に及ぼすような影響はないと考えておまして、ましてや、現在の手入れ不足の森林より、人工造林を行う上で、適正な管理に努めてまいりますので、かえって、生物多様性の保全にとっては、良好な環境にできていくのではないかと、改善ができていくのではないかとというふうに考えております。

そうした、ユーカリには毒があるとか、そういうことは、耳にはしますけれども、それは、樹木の中に、そういうものを含んでいるだけで、それが、拡散したり、また、流出したり、そういうものではありませんので、そういう悪影響ということについての心配は、私はないというふうに思います。

最後に、9点目の利神小学校区以外で説明しない理由ということでもありますけれども、これまで何度も申し上げておりますとおり、利神小学校区の住民を対象に開催した説明会というものは、学校跡地の活用計画においてお知らせしたものでありまして、早生樹施業のみの事業計画を説明したものではありません。学校跡地活用に関しては、複数の事業計画について説明をさせていただきました。その中で、参加者の皆さんから出された質問が、早生樹に関するものが複数あったために、早生樹の施業の説明会のように捉えられているのではないかとというふうに思いますけれども、旧利神小学校を早生樹施業にかかる

事務の事業的な拠点として活用したいと、数ある事業計画の中の1つとして、これを実施したいという事業者の考えでございます。

繰り返しになりますけれども、早生樹施業に関しては、樹種の選定から適地の模索等、研究や実証実験の段階であるために、事業計画が、当然、まだ、これからできていない。これから研究していく、明らかにしていくことでありまして、今の段階で、私のほうから具体的にお示しすることはできません。

研究や実験を経て、事業の具体的な実施計画ができた段階で、また、皆さんにも広くお話をし、お知らせもさせていただければと思います。

なお、今回、旧利神小学校の跡地活用を申し出ていただいた事業者からは、早生樹施業の事業提案を受けて、事業運営に係る出資や運営が期待できることから、早生樹施業を具体的に検討するに至っておりまして、町の財政力だけでは、これは成し得ない事業となります。町有林化促進事業ともマッチングしており、機を熟していかなければならないと思っ、この機会を逃すことなく、事業の実現に向けて、これからも検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、繰り返しになりますけれども、町の森林整備に対する考え方というものは、森林ビジョンや森づくり基本条例にまとめておりまして、広く公表させていただいておりますし、特に、森林ビジョンにつきましては、佐用チャンネルで、5話のシリーズの番組を放送させていただいて、その啓発に努めてきておるわけでありまして、これらの理念に基づいて、今後、ますます、森林整備、非常にこれからの、非常に大変難しい課題でありますけれども、やっぱり、今、やらなければならない、私は課題だという思いで、この取組に、精一杯取り組んでいきたいと思っております。

皆さん方からも、それぞれ、そういうご意見や、また、いろいろなご協力、これはいただきたいと思っておりますので、いつでも、皆さんと一緒に話をさせていただければと思います。

大村議員としても、よろしく願いいたします。以上です。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、大村議員。

1番（大村 隼君） 説明いただきまして、どうもありがとうございました。

山林施業の上で、今、やっぱり、急いで行わなきゃいけない事業であるということ、しっかりと、これから行っていかないといけない、山林の話ですけれども、そういったものについては、そういった町長の強い思いですか、そういったものも説明いただきました。

そういった部分を、この一般質問でさせていただいて、やっぱり皆さんにお伝えいただくのが、まず、最初なのかなという思いがあって、このようなことを、そのようにしていただきまして、どうもありがとうございました。

そして、その中で、ユーカリのメリット、そういったものを、たくさんご説明いただきました。私は、悪影響を、主に前提にしてお話させていただいております。私自身、ユーカリ、かなり好きで、オーストラリアに昔、住んでいましたし、たくさん家で、種から育てたりして研究していて、自分の山を皆伐した時、後にユーカリ植えたらどうかなとか考えていたんです。こちらへ来た時ですね。

ユーカリは、未来の生物資源ユーカリという本がありまして、そういったもので研究して、いろいろやったんですけれども、鉢植えの段階で、寒くて駄目だったりとか、いろいろあって、僕自身は、ユーカリ自身には、実は、悪いイメージは持っていないんです。個人的に好きですからね。

その中で、いろんなメリット、その本の中にも書いてあります。比重の問題でありますとか、そういう材木になる。そういった部分も、もうしっかり描かれておりまして、その部分についても、しっかり理解しているつもりなんですけれども、1つやめた理由の中に、生物多様性、それへの影響というものの大きさというものについて、すごく考えさせられたという背景があります。

今回、いろんな影響を、先ほど、答弁の中にもありましたけれども、いろんな先生にお伺いされていると。東京農工大の先生にも、もちろん、そういう意見をいただいていると思うんですけれども、例えば、この生物多様性という部分について考えますと、その生物多様性、例えば、兵庫生物多様性戦略というのが、兵庫は県がやっていると思うんですけれども、そういったところにある生物多様性アドバイザー、そういった方々は佐用町で活動されておられる方もたくさんおられるんですけれども、そういったアドバイザーのアドバイス内容の中に、里山の保全とか山の施業に関しての先生も、いろいろおられると思うんですけれども、そういった生物多様性アドバイザーの方にも、そういった専門家の中には入っているのでしょうか。どういった専門家の方が主に入っているのかなということが、ちょっと、気になりましたので、お伺いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 生物多様性の専門家、そういうアドバイザーとか、そういうものに、私、意見求めたことはありません。

ただ、生物多様性というのは、本当に、いろんな環境が関係してきて、現在の温暖化とか、地球環境の変化、これによって、かなり変わってきているということは、これは誰も言われていることなんですけれども、ユーカリが、それに及ぼす影響とか、そういう点について、私は、ある意味では、それを数値的に数値化して、多様性が失われるとか、そういう問題があるとかいうようなことは、なかなか測定ができる問題でもないと思いますし、一般的に、私は、先ほど言いましたように、山で、いろんなもの植えたり、木を植えて育てて来たり、切ったり、いろんなことしてきた関係で、山のことと考えますと、今、一番問題は、生物多様性で害が出ているのは、人工造林で、あれだけ杉やヒノキばかりの、まだ、佐用は半分ぐらいですけれども、宍粟のほうへ行ったら、もう7割、8割ぐらいが人工造林になってしまっています。

それから、樹種でも、昔からの、そうした広葉樹と言われるようなものも、これも本当に大木になってしまって、山に入れば、下草、全くもうない。山の表面が、もう流れてしまって、石がゴロゴロしていて、それこそ、そこに住んでいた、いろんな昆虫とか、そういうものも生物もいなくなっている。

そういう状況の中で、やっぱり何が問題かという、やっぱり、手を入れて、やはり生物多様性の中には、自然に放っておくんじゃないかって、人間が、やっぱり、ある程度、手を入れた中で、そうした樹木なんかの更生をしていかなきゃいけない。木を切って、また、そこには施業することによって、下草が生えて、いろいろな植物が多様性が保たれて、初めて、健全な山ができるわけですね。

だから、そのことを考えると、このユーカリも、植えても、先ほど言ったように、やっぱり施業をしなきゃいけない。下草を取ったり、木が大きくなりますから、当然、下には、そういう小さな低木、草も生えます。そうした環境を、その施業、手を入れただけの効果は、必ず出てくると思いますので、だから、ユーカリが環境をどうのこうのじゃなくって、

やっぱり、山の今の施業のあり方というもの、そのもの全体が問題があるというふうに、私は、捉えております。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） その施業をしなければならない。そういった思いについて、私も、本当にそうなんだろうなと思います。

これ心底、そう思うんですけども、じゃあ、そこでユーカリを入れる必要があるのかというと、やっぱり、そこについては、もっとしっかり考えないといけないと思うんです。

生物多様性アドバイザーの方に、僕、直接お伺いして、聞きました。

やっぱり、外来種を見くびったらあかんよというのが、その方のご意見でした。やっぱり、そういったものを導入することによって、もちろん下層植生もありますよね。土壌の問題もあります。土壌には、いろんな細菌、いろんな虫が住んでいて、ユーカリが植わることによって、その土壌が変わってくる。下層植生が変わってくる。それによって、生物が変わってくる。生物が変わってくることによって、どういう害虫が起るかも変わってくる。

例えば、先ほど、花粉症のお話も、少しされましたけれども、ユーカリの花粉は、喘息を悪化させるという研究データもあります。これは、オーストラリアのだったと思うんですけど、すみません、ちょっと、細かいところは忘れちゃったけど、やっぱり、そういったことを考えると、導入する前に、これは本当に、いいものなのか、どうか、そういった危険性があるのかどうかというものを、やっぱりしっかりと評価した後で、導入すべきだというのが、僕の考えなんです。

進んでしまったら、やっぱり、それによって、いろんな害虫が違ふ、生物相が変わります。これは、いいように変わればいいですよ。それは、すごくラッキー、すばらしいことだと思いますけれども、悪いように変わってしまったら、もうそのところで、そこに、じゃあ、例えば、狭いエリア、大規模ではないというようなことも言っていただきましたけれども、小さなエリアでも、それが、ポツ、ポツ、ポツ、ポツとあることによって、そこにコロニー、そこにしか、あまりユーカリ林に住むような害虫というのが出てくるかもしれません。そういったものが、ポツ、ポツ、ポツ、ポツと、コロニーのような形になって、そこから、いろんなところに影響を与える可能性があるということについては、やっぱり、しっかり考えてから導入しなければならないっていう、やっぱり強い思いはあります。

やっぱり、この佐用の生物多様性の中で、やっぱり、いろんな生き物がいるという部分、もちろん、施業しなければならないし、それを急ぎたいという思いというのは、本当にすごく大切なものだと思いますし、それはもうすばらしいものだと思いますけれども、その中で、じゃあ、ユーカリなのかという質問、問いに関しては、今の回答は、別にユーカリじゃなくてもいいということだったと思うんで、その生物多様性を、本当にしっかり評価して、いろんなアドバイザー、そういった方に、やっぱり専門家の方に聞くのが一番だと思います。そういった方に聞いて、それを、やっぱり評価して、今後、どうしていかなきゃいけないのかという部分について、やっぱり考えないといけない。それはもう全町的な問題だというのが、僕の、これはもう僕の、いろんな方とお話させていただいて、多様性アドバイザーの方ともお話をさせていただいた中でも、すごく感じたことです。

でするので、やっぱり、そういった部分、ユーカリ林が、ポツ、ポツ、ポツ、ポツとある。例えば、先ほどの話には、少し、その中で、生物多様性の話の中で言うと、例えば、佐用

町には、ほたる保護条例というのがあると思います。じゃあ、そういったユーカリ林に発生する害虫たちが、その蛍を減らしてしまう。そういった可能性について考えないまま、じゃあ、それを導入するんですかっていうのは話にもなってくると思うんですね。

結構、そういった部分を考えると、本当に自然環境というのは、特に、生物というものは失われているんです。それは、サイレントアースという本でも書かれているんですけども、今、既に、すごいスピードで失われている。それを、何て言うのかな、すごいスピードで、現在、確かに失われているんだけども、それを、何とか取り戻すというか、そういったようなものではなくて、違うものを入れて、そこで、また、別の害虫が起きてというような問題というのが、例えば、マダケは外来種です。孟宗がそうだったと思うんですけども、それも今、2015年からかな産業管理外来種というふうにして、今、便利で役に立つんだけども、留意が求められているという、そういった部分に指定されています。あまり知られていないと思うんですけども、やっぱり、そういった外来種をどうしていくのかというのは、もう100年活用、何百年と活用されてきたけれども、今、問題になっている。

それを、なぜ、新しく抱える前に問題として考えようとしなくていいのかというのは、ちょっと、すごくこわいなという思いが、今、強くあります。

だから、その点で、ちょっと、今回、その生物多様性の話とかを説明させていただいたんですけども、僕はもう、個人的に、これ皆さんに聞いて、町の方に聞いて、いや、やったらええやないかって、皆さんがなって、総意があるんだったら、それは、すればいいと思います。それは、皆さんの思いだから。でも、その時に、やっぱりメリット、デメリット、しっかり、そういったことを説明してやっていかなきゃいけないんじゃないかな。危ないんじゃないかなという、そういう思いがあって、今回、質問させていただいています。

やっぱり、今後のことを、すみません、質問に、ちょっと戻っていきますけれども、4番で、住民からの意見、フィードバックはどのように取り入れるんですかっていうような話をお伺いした時に、今後、こういった話題というのは、山のことです。20年、30年施業すればかかってくる。次の世代の人たちも、やっぱり考えていかなきゃいけない内容になると思いますので、そういったものを、IT技術を活用して、Open conversation、公開での対話というような形で行っていく。そういったことで、少しずつ実施していきけるのかなというふうに思うんですけども、そういったことはできないんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 大村議員も、いろいろと、それぞれ深くいろいろ考えられて発言をさせていただいておりますけれども、なかなか、私自身、そこまで、例えば、害虫、何がユーカリにはあるのか。どういうものが入ってくるのか。

ただ、ユーカリだけではなくて、ほかのものにも今、ナラ枯れのような害虫もいっぱい。これも昔からいたのか。あれだけ広がってきたのか分かりませんがね。

だから、今回のそうした早生樹、山を施業して、これから活用していく上で、何かいい樹種はないか。これは、どこも探している、どこの市町、隣の宍粟市なんかも、それを一生懸命やっていますけどもね、そういうところまで、考えては、多分、やっていないと思います。

害虫がどうだ。将来がどうだということころまではね。

これは、なぜかと言うと、やっぱり、樹木、私は、植物としての樹木は樹木だと、世界中に、ある程度広がって、そこそこで、その環境に応じながら、木は、植物というのはあるわけですが、非常に、木、樹木として、日本の木だって、竹もそうですね。モウソウダケなんかも、もともと外来種ですし、それが、今、害はあるというふうに言われますけれどもね、これは長年、日本の自然の中に溶け込んで活用もしてきましたし、今、非常に邪魔になっている部分もありますけれどもね。イチヨウだとか、これは薬にしたり、いろいろとあります。

あと、センダンなんかも外来種かもしれませんが、当然、そのへんは、いろいろと、今までの長い歴史の中で、そこに根付くものは根付く。駄目なものは淘汰されていくという形で、新たな自然というものが形成されて来たのではないかと思いますのでね、ユーカリも決して特別な、樹木とは思っておりません。

それだけ、先ほど言ったような、有利性、材料としては建材にもなるし、燃料にもなるし、地球環境にも貢献できるだろうと。そういうふうに言われているものですからね。それを研究していこうということですから、だから、その研究の中で、何か、そこに大きな害虫が発生したり、いろんなことが生まれれば、それはそれで対処していかなくちゃいけないし、だから、今、それを研究する段階で、そのことまで含めて、全部調べて、ちゃんと、大村議員が言われるように、しっかりと研究した上で取り組むべきだと言われますけれども、私は、そこまで言われたら、なかなか、こういう事業には取り組めない。何を、どんな木を入れるにしても、ほかの木を、樹木を入れるにしても、それも同じように心配されるわけですから、生物、その多様性のアドバイザーとか言われる方も、どういう研究者かしれませんけどね、長い歴史の中で、ちゃんと判断がされるのかどうか分かりません。少なくとも、私は、大学の研究者の中で、研究されているということ、これは1つの大きな、私は、材料、力ではないかなと思っておりますので、そこまで、今、言われるような問題を、将来にわたって、ユーカリに関してですよ、そういうことまで求められても、私はできません。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） はい、ありがとうございます。

確かに、すごく生物多様性の問題も、難しい問題ですので、なかなか、本当に難しいとは思いますが、やっぱり、その中で難しいからこそ、そのアドバイザーという方がおられて、そういったものがあると思うので、ぜひ、そういった部分も活用していただきながら、もちろん東京農工大の先生は、僕は、ごめんなさい。そんなに細かく、その方が、どれぐらい生物に関して考えておられるのかとか、ちょっと、防災に関して、この間の質問でも、この間というか、説明会、6月の説明会の質問でも出ましたけれども、そういったものに、どれぐらい研究されているのかというのは、ちょっと、知らないのですが、やっぱり、いろんな面からのアドバイザーの意見を、まず、やっぱり聞いてから考えてもいいんじゃないかなというふうには、思います。

あともう1つ、例えば、ユーカリ林というのは、結構、景観が違います。見た目ですね。見られたことあるかもしれないんですけど、結構、じゃあパッと1ヘクタールとか、1ヘクタール、そうですね、1ヘクタールとか、ポンとあったら、多分、外から見た時、結構、目立つんじゃないかなと思うんですけど、そういった景観に関して、何か、考えられたようなことというのは、景観というものが、1つ考える事項としてなったようなことはある

んでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 山の景観、今あるのが、全く自然な形であるということではない。

と言うのは、あれだけ山を見ていただくと、杉、ヒノキの人工林というのが、パッと入って、たくさん、山の上まで植林されているとか、それから、以前からの広葉樹であります木が、広く大きくなってあるとか、そういう樹種によって、当然、秋になれば、広葉樹は紅葉して葉を落とし、また、冬の景色とか、また、若葉が出る頃の、また、景色とは全く違いますし、だから、それが、山林の中で、多分、ユーカリというのはユーカリの特徴のある、それが大きく成長すれば結構樹高も高いですし、木そのもの、樹木そのものが、杉やヒノキとは違う。また、広葉樹とも違う形態だとは思いますが、でも、それはそれで、別に1つの自然、山のそれぞれ、そこに生えている木ですから、何も、それによって、非常に悪影響があるとか、景観が悪くて何か問題があるとかというものでは、私はないというふうに思いますけども。はい。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

いろんな、景観もそうですし、少し述べさせていただきましたけれども、花粉の問題、そういったものも少しですけれどもあると思います。地域によって、もちろん差はあるんだと思うんですけれども、いろんな、そういうメリット、まさに比重が大きい。成長が早い。真っ直ぐな樹種もある。いろんな種類があって可能性もある。

それについても、すごく重要なことだと思いますし、そういったものも、やはり公開していったって、例えば、ここにこういう問題点がある。そういった部分も同時に公開していったって、皆さんと、もっと議論を深めていくような内容なんじゃないかなというふうに、私は、思います。

それが、まさに、説明会を、こっちあっち、こっちあっちって、順番に説明会を実施していくというのは、確かに、現実的じゃないかなというふうには思いますけれども、そのためにある種、IT 技術を活用しながら、ホームページとか、そういった部分で情報を公開する。そして、そこで、町民の皆様からの意見を聞いたりして、それを、公開の形で、質疑応答するような、そういうような流れというのが、これは、木を、森林の施業の話ではありませんけれども、その縮充の中での考え方、その本の中でもですよ、書かれている部分があると思います。それは、道が壊れているとか、そういったものをレポートするというようなものですが、公開で皆さんと話し合うというように、そういった部分というのが、本当に皆さんの参加、参画、協働、そういった部分には重要になっていくかなと思いますので、このひとつ、ユーカリ林って、本当にいいもの、そして、悪いもの両方あると思います。そういったものを全部、やっぱり皆さんと共有して、皆さんと一緒に考えていくというのが、本当は先にあるべきなんじゃないかなという、これは個人的な思いですけれども、そういったものをお伝えさせていただいて、ちょっと、この質問に関しては終わらせていただきます。

それでは、続いて、行政文書に UD フォントの利用をについて、質問させていただきます。

UD フォントはユニバーサルデザインフォントのことで、「ユニバーサルデザイン」を実現するため、見やすさ、読みやすさに考慮されたフォントです。

読みやすさに加えて、遠くからでもわかりやすく、読み間違いが減る。可読性や視認性、判読性が高い。などの利点があり、紙の上だけではなく、ペーパーレス化が進む電子端末上でも読みやすさにも寄与します。

また、文書が劣化しても読みやすく、文書の保存性の高さにもつながります。文書を保存しなければならない状況においても効果があります。

あるフォント制作会社が自治体と協働して UD フォントでの業務改善について検証した結果では、誤読の回避と読み速度が上がって、結果として労働時間の削減につながるのではないかとというような検証結果も出ています。

現在では、Windows10 では、オープンソース化された UD フォントも搭載されており、新規のインストールなどが不要ですることなく文書への利用、そういったこともできるようになりましたし、ライセンスコストなどの問題も減ってきています。

現在すでに、佐用町の広報誌では、UD フォントを使い、読みやすさに配慮された誌面づくりがなされています。しかし、広報誌以外の行政文書において、UD フォントの利用など、読みやすさを考慮したルールが明確でないと認識しています。

あらゆる部署で、部署内の資料、また、住民の皆様や利用者のための資料などがつくられ、配布されることと思います。

今後の町での、UD フォントの利用についてお伺いいたします。

現在、行政資料を作成する際のフォントに関する指針やガイドラインはありますか。

行政資料のフォントに関するルールづくりを推進する計画はありますか。

また、外郭団体へもフォント利用、UD フォントの利用に関する推奨というか、勧奨についても取組を考えたらいいのではないかと考えておりますが、どうでしょうか。

UD フォントの利用を資料の作成においても標準として推奨して、読みやすさを重視した資料作成の指針を明確にすることを提案いたします。

また、外郭団体へもこの指針を共有することで、町の労働生産性向上に、また、寄与するのではないかなと考えております。ご回答お願いいたします。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、大村議員からの2つ目のご質問であります行政文書に UD フォントの利用をについて、お答えをさせていただきます。

UD フォント、ユニバーサルデザインフォントは、先ほど、議員から説明をいただいたとおり、多くの人に分かりやすく、読みやすいように工夫をされたフォント、文字、字体だというふうに認識しております。

私たちは、日々の暮らしの中で、あらゆるところで文字を読み、情報を得ているため、文字の読みやすさ、視認性は大変重要でございます。

現代は、誰もが暮らしやすい社会を目指していることから、誰にでも認識しやすい UD フォントは、これからの社会の標準となるべきものだというふうに考えます。

さて、本町においての UD フォントの使用状況でございますが、令和3年8月号の広報さようから UD フォントを採用して、使用しております。これは、令和2年度に実施いた

しました広報・広聴アンケートの結果からも、町民がまちの情報を入手する手段の中で一番割合の高い媒体が、広報紙であることから、町民に伝えたい情報が素早く、的確に伝わるようにするために、読みやすく工夫された視認性の高い UD フォントを使用しているところでございます。

ご質問の行政資料を作成する際のフォントに関する指針やガイドラインがあるのかということでございますが、現在、当町では、指針やガイドラインはありません。各課により対応が異なっていますが、多くの人が見る文書については、視認性の高いフォントを使用するべきと考えます。一方で、公文書については、視認性もさることながら、どのような環境でも同じように表示が可能であることが重要だと思いますが、UD フォントを使用した文書が一定の環境では正しく表示されないような例もあるために、一律に UD フォントを使用するのではなくて、読みやすいフォントや文字の大きさを文書を作成すべきでないかというふうに考えておりますので、そういった配慮を職員にも徹底をいたします。

次に、行政資料のフォントに関するルールづくりを推進する計画があるかということでございますが、行政に関する文書は、先ほど申しましたとおり、広報紙のように様々な方にご覧いただくものから、国、県などに提出する申請書類まで多種多様であり、また、賞状や標示物、例えば、道路標識など、デザインを重視しているものもあるため、一律にどのフォント、どのポイントを使用するといったルールづくりについては、検討はいたしておりません。

また、UD フォントの導入についてでございますが、全てのパソコンを対応可能なものに変更する場合に費用面等からも、町全体での UD フォントの使用の具体的な検討には至っておりません。

町として、パソコンや、各システムの更新のタイミングで、Windows のアップデートに対応できるような対策を行い、UD フォントが使用できるようになった端末について、視認性の面などから必要であれば UD フォントを活用するように各課に指導を徹底するように、これから検討をいたします。

最後に、外郭団体へのフォント利用に関する指導や勧奨への取組についてのご質問でございますが、議員がご指摘の外郭団体とはどのような団体を想定されているか、これははっきり分かりませんが、現段階において、UD フォントは、全ての方が標準的に利用できるフォントでないことや、町の基幹系システムをはじめ、個別の業務で導入している各システム等において、UD フォントを使用するには改修の予定がたっていないことや、その改修には費用が発生する場合もあるために、一律に町に関係のある団体への指導を行うという考えはもっておりません。UD フォントの有用性などを実際に広報紙等でご覧をいただいで、ご理解をいただくことが取組の一步であるというふうに考えております。

我々としていたしましては、UD フォントを使用する以外にも、文字のポイントを大きくする、また、見やすいフォントを使うなど、全ての方に読みやすいような公文書の作成に、今後とも努めてまいりたいと思います。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

議長（小林裕和君） ここでお諮りします。

間もなく、午後5時が来ようとしております。大村議員の一般質問が終わるまで、時間を延長したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議がないようですので、このまま一般質問を続行します。

大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。回答いただきまして。

確かに、実際、今、システムが、今、入っているシステム、たくさん、いろんなところ、町もそうですし、いろんな個人もそうだと思うんですけども、そのために、新しく UD フォント入れるためだけに、新しい端末を用意するとか、新しくインストールするとか、そういった部分に関しては、確かに、なかなか難しい部分がありますし、おっしゃるとおりかなと思いますので、今後、システム、いろんなものが刷新されてくると思います。そういった部分に関しては配慮いただけるというふうな部分もいただきましたので、しっかりと、ちょっと、確認しながら、もちろんできない部分に関しては無理してする、そのコストという部分を見ると、それが本当に町民の皆さんのためになるのかと言われると、やっぱり、そこは、そのコストとのバランスだと思いますので、そこまでのつもりでは、ごめんなさい、なかったんですけども、できるところ、特に、皆様の目につくところ、そういった部分から、こういった UD フォント、広報が、まず、最初だったんだらうと思うんですが、いろんなところ、そういった部分だけじゃなくて、今、これから、配られていくような資料、そういった部分に関してもできることから、少しずつ取り組んでいただければいいかなと思っています。ありがとうございました。

この UD フォントというものの自体が、これ以上、特に、今のお話、回答いただいた中で、これ以上、追加の質問というのは、今のところはないので、これで、今後のそういった部分の皆様の利用の利用しやすさ、そういった部分に寄与するような改善というか、そういった部分を引き続き、皆さんも、しっかりと努力していただいているとは思いますが、引き続き、よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（小林裕和君） 大村 隼議員の発言は終わりました。

お諮りします。あと、6名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、これにて、本日の日程を終了します。

次の本会議は明日9月14日、午前10時より再開します。

本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後04時57分 散会